

令和4年6月15日開会
令和4年6月28日閉会

令和4年
第2回定例会会議録
(2日目)

小豆島町議会

開議 午前9時30分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また、許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は何かとご多忙のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

本日の議事日程等につきましては、去る6月21日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。

直ちに本日の会議を開きます。（午前9時31分）

直ちに日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中松和彦君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、3点について町長のお考えを聞きたいと思います。

まず最初に、新電力の影響はというふうなことで、世界情勢の影響で電力会社の経営が悪化していると聞いております。特に新電力の会社の経営危機が報じられています。町の関連するところでどういう影響が出ているのか、伺いたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、新電力の影響についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、燃料価格の高騰に伴う新電力会社の経営悪化によりまして、契約停止や電力事業からの撤退が相次いでいることをニュース等で耳にすることが増えております。

ご存じのとおり、町有施設におきましても新電力会社から電力を購入しておりますが、既に9月分から電気料金を引上げする旨の連絡を受けておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 私からは、町有施設への影響についてご説明いたします。

全ての町有施設のうち、中国電力株式会社と高压電力契約を締結している施設が18件、新電力会社と低压電力契約を締結している施設が約480件ございます。令和2年1月から新電力会社に契約変更したことで、電気料金が契約施設全体で約25%削減されております。

しかしながら、町長が申し上げましたとおり、世界情勢の影響により、本町が契約している新電力会社においても9月使用分から電気料金を引き上げする旨の連絡がございました。具体的には、新電力会社による電気料金の割引率がなくなり、中国電力株式会社の標準料金単価と同一になる見込みです。

今後、中国電力株式会社の標準料金単価より高くなる場合や電気事業からの撤退がある場合においては、中国電力株式会社に契約変更できる旨を聞いておりますので、中国電力株式会社以上の電気料金引上げや電力難民になることはございません。

引き続き、新電力会社の動向を慎重に見極め、町有施設への影響を最小限に抑えられるように努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 中国電力のほうへ移行することができるというふうに言われましたが、個人の分で新電力に移って、中国電力との新たな契約はできないというふうな話を耳にします。その辺、確実にできるんですか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 今、新電力会社の方と情報交換しておりますけども、その中では、一応、中国電力のほうも情報を共有しておりまして、中国電力に契約変更することは可能ということを知っております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） それは公共的なものだというふうなことでそれができるのか。

個人の方が、都合のええときだけ新電力で安く買って、都合が悪うなったら元に戻して普通どおりいけるというふうなことにはなかなかなくてこんというふうに伺っておりますんで、その辺、どういうふうな形になってるか、お伺いしたいです。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 先ほどのお話なんですけども、一応、その電力会社との情報ではそういうふうにお聞きしております。個人の家のことに関しては、こちらのほうでは把握はしておりません。

新電力会社のほうで、もし新たな契約会社が見つからない場合とかいうのが、最終保障供給というような制度がございますので、見つからない場合は、その間については保障されるということは決められておるみたいなんですけども、結局、町といたしましては、もともと中国電力と契約しておりまして、それが新電力会社のほうに割引率が高いということで契約変更したわけなんですけども、それが逆に言えば、完全自由化の前に戻るといような状況でございますので、そちらについては、中国電力と一応情報交換いたしまして、そちらの契約は可能だというふうにお聞きしております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 元のとりのサービスを受けられるというふうなんやったらええと思うんですが、その辺の確認は重々しておいてもらいたいと思います。

それでは次に、規則のチェックをどうしているのか。

町条例の運用において規則が定められています。その規則が条例制定の意図を加味されていないことが見受けられます。規則によって条例自体が駄目なものになっております。行政は、住民に対してサービスを行うことが大きな仕事の一つであると考えます。そこで、チェックをどのように行っているのか、伺いたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、規則のチェック方法についてご質問をいただきました。

本町では、おおむね各課から係長級の職員を1人ずつ任命いたしました委員で構成する法令審査委員会において、条例や規則の制定、改正、廃止、法令の解釈等に関する事項の審査を実施しておりまして、規則が条例の趣旨、目的を損なうことがないようチェックしておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 規則につきましては、本来は規則単独で制定できるものですが、条例の中で、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるといった形で委任を受けて規則で定める場合もございます。この場合の規則は、上位法である条例を施行するための、より具体的な手続を規定しており、条例の趣旨、目的を損なうものではございません。

ただし、条例及び規則は、社会情勢の変化や想定していない事例が出現したときに、よりよい行政サービスが提供できるよう改正することもございます。その際も、法令審査委員会の審査を受けることとなります。

引き続き、法令審査委員会による条例及び規則のチェックに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 今、条例の意図を妨げないというふうなことを言われました。奨学金制度において、借りた方が一遍何かの事情で島外に出られるというふうになると、また戻ってきたときには、その恩恵が受けられないというふうな制度となっております。例えば教職員とか出先機関、支店があるような企業において、一遍町から出てしまったときに、帰ってきたときにはその恩恵がないというふうな形で、自分が思うとることじゃなくて、企業なりの立場でそういうふうな出ていくというふうな形になった場合でも、その恩恵が受けられないというふうな形になっております。

本来は、最終学歴を取得した人がこっちに帰ってきて、地域の指導者並びに企業を中心となって働いてもらって島を活性化していくということで、そういうふうな恩恵を与えた条例となっていると思いますが、その辺はどうなんですか。

それでも、一遍帰ってきて、学校の先生やったら、県のほうからどっか行きなさいというふうに出て行って、またこっちに帰ってきた場合でも、その制度自体はもう受けられませんかから、ずっと払うていかんといかんいう形になります。その辺が条例のもともとの趣旨から外れと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 安井議員から、奨学金の免除制度のことでのご質問かと思えます。

現在の奨学金の制度は、平成24年度に貸付金の増額や返還免除の制度などを導入したものでございますが、その後も、就業地域を小豆島島内から小豆郡内に見直したり、就業期間を8年から5年に短縮したりするなど、よりよい制度となるように努めてきておりま

す。

返還猶予の考え方につきましては、転勤や離職、出産、産休など様々なケースがありますので、教育委員会において、その対応について、今現在、運用を定めているところで。この運用の中では、ご提案いただきました町内在住者が一旦町外に転出し、再度転入した場合には返還免除の対象となっておりません。現在、同様の状況で返還している場合もあると思いますし、転入出を繰り返した場合には、年度途中の異動の把握や長期間にわたって状況を把握する必要があり、課題がいろいろとあると思います。しかし、返還残額がある場合に、町内に転入し、そこから5年間就業する場合は、その残額を免除する方向で検討したいと思います。

なお、転出している期間につきましては返還いただくようになります。

町長部局とも協議しながら、令和5年度から見直しができるように前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） いうたら課題的な部分は、年度で切れるんじゃないくて、そういうふうな事例が出た時点で対処するというふうな方向を取っていかんかったら、住民サービスというふうな形にはなってるんと思っております。

それと、大学卒業した人が役場の職員やったら、そのままその恩恵が受けられますけど、民間の企業なりで支店がないとか、そういうな部分のところへ就職すること自体が大卒の方から言うたら、ちょっと難しいところがあると思いますんで、その辺、加味して考えていかんかったらいかんのかなと。自分の意思で外へ出ていくわけじゃなくて、会社側なりの指示で出ていく場合は、その分を加味した形の方で、丸々返すというふうな形じゃなくて、返す部分で恩恵というか、本来はこっちに帰って仕事をしたいんやけどというふうなことで、こっちの会社なりに就職しとると思いますんで、その辺は、もうちょっと考えていく必要性もあるし、こういうな問題、来年度からじゃなくて、今からでも、来月からでも、そういうな部分が、毎月返済いうんがずっと続いておりますんで、その辺を考えたやり方を検討するべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 年度途中からでも見直しをということでございますが、先ほども答弁で申し上げましたように、様々なケース、個々によっていろんなケースがあると思います。そのあたりを検討する時間を少しいただけたらというふうに思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 検討の時間を取るんやったら、その返済の猶予というか、返済自体を一遍止めるというふうなことも必要ではないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 奨学金の返還猶予については、毎年度4月1日の住民票と雇用証明で猶予するかどうかを決定してます。4月1日に要件を満たしていても、逆に年度途中で転出して離職する、そういうケースもあります。ただ、そういう場合は、年度でその1年間猶予してますので、このケースでも返還は翌年度から返還になります。逆に、4月1日に島外にいても、その後転入してきても、その適用は翌年の4月1日ということで把握させていただいております。

これを年度途中で異動を全部報告して、教育委員会で把握して個々に対応するのは非常に難しいということで、返還猶予と返還するという点については、一応、年度単位で判断して対応しているところでございます。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 紙媒体でいろいろそういうな制度をやっている場合は、それでええかなと思いますけど、今はもう、いうたらネット時代というか、そういうなデジタル社会になっておりますんで、その辺はすぐ対応ができるものではないかなと。時代の流れにずっと沿って、その年度でというふうな形でやるんでなくて、住民のサービスの部分から考えると、迅速に対応できるような格好の体制を取っていくことができるようになってくるために、情報管理的な部分とかネットの部分を進めていこうというふうな形になってきとると思いますんで、その辺を考えていく必要性はあるんじゃないかなと思いますが、町長どうですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

確かに、安井議員おっしゃるように、即座にできれば、それにこしたことはないと思っております。ただ、現場の事務的な手続、これも必要でございますので、ある程度の猶予はいただきたい。しかしながら、安井議員さんのおっしゃる趣旨も十分理解できますので、今後検討してまいります。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） それぞれの課で担当していない部分で、違う課に関連するような部分、水道事業の場合の障害者対策の減免制度というふうなものがありますが、これ

は、その担当課は把握できとんですか。その辺ができとらんように思うんですが、どうですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） ご承知のとおり、水道につきましては広域化されておりました、今現在、香川県広域水道企業団のほうに移管されております。しかしながら、今、区分経理と、それぞれの市町ごとに経理をしております。その中で障害者等への減免制度につきましては、我が町のみが導入されております。そういうことで、水道企業団のほうで周知なり徹底していきたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 障害者のいろいろな会があると思います。そういうな中で、そういうなことを今までにお知らせをした経緯はありますか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君） 障害者の会議の中で、そういった減免制度の周知ができていくかというところでございますが、今のところ、そういうようなことで周知したということはないかと思えます。

先ほども町長から申し上げましたとおり、この減免制度につきましては、広域水道企業団の条例の中で規定されていることでございますので、今後、水道企業団からの依頼がございましたら、また周知してまいりたいと考えております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） この制度自体は、旧の内海町時代からあると聞いております。それがええ制度をつくったとしても、その対象になる方に届いていないというふうなことでは何ちゃならんのかなと。水道課は、元は町のほうにありました。その分の中で障害者に関する事例も一緒に検討していったと思えますので、それが障害者の方に届いていないというなんは問題だと思いますが、水道企業団のほうから知らせてというふうなことでよろしいんですか。それとも、今、健康づくりのほうで障害者の方を把握しておると思えますので、その方にお知らせをするというふうなことをできるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君） この障害者への周知についてというご質問でございますが、今後、水道企業団と協議をさせていただいて、周知については、また今後考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 行政サービスにおいて周知することというんが一番大事だと思いますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

また、奨学金においても、国のほうでいろいろな対策が取られて、我が町の奨学金制度が、胸を張って一番ええもんやというふうな形で、今までいろんな会で述べさせてもらってましたが、そうではないというふうなことですんで、できるだけ早い段階で改善していただくことをお願ひしたいと思います。

次に、地域おこしのプレミアム商品券事業はということで、コロナで様々な住民生活に悪影響が出ています。また、ウクライナ危機が追い打ちで、さらなる悪影響を生み出しています。国、県などが行っている施策はありますが、享受を受ける人と受けられない人があると考えます。日々の生活に密着した地域での施策が求められると考えますが、どうお考えですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、生活に密着した地域での施策についてご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症は今なお収束に至っておらず、加えて、ウクライナ情勢は、物価や原油価格の高騰を招き、民間消費や企業活動を下押しするなど住民生活や地域経済への影響が依然として続いておるところでございます。こうした状況が今後も続くことが予想されますので、プレミアム商品券に限らず、生活に密着した地域での施策を検討してまいりたいと思います。

一方で、私は施政方針におきまして、コロナ対策とその収束に向けて全力で取り組むと申し上げました。コロナ禍の影響を受けている事業者への新たな支援策として、交通事業者への応援給付金のほか、販路開拓や商談機会に対する支援事業、また、感染者が発生した事業所に対する緊急支援給付金を継続して実施するなど、今後も、情勢に応じて必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘の日々の生活に密着した施策としては、去る5月の臨時会で、町独自の均等割課税世帯への生活支援給付金をはじめ、本定例会では給食費の無償化、医療費助成制度の対象年齢の拡大あるいは高齢者や障害者に対する通院困難者への支援対象の範囲と助成額を拡大するなど、産業、教育、福祉の多岐にわたる分野において日々の生活を支える施策をご提案しておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 6月16日の読売新聞で、県のほうが5千円分のポイント付与をマイナカードを通してするというふうな記事がありました。これはマイナカードを普及さすという意味合いもありますが、簡単に給付ができるというふうなことに繋がっていくと思いますんで、そういうな部分も町として取り組んでいく必要性もあるのではないかなと思っております。

総務大臣のほうで、そういうな分で普及率が高いところにおいては交付金などで考えていくというふうなことも述べられております。その辺、いろいろなパターンを考えてやっていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、新型コロナウイルス対策については、国なり県なり様々な支援策が出ております。その中で、それを補完するような、それで手の届かないようなところ、それを町で補完するように考えておるところでございます。

安井議員おっしゃるように、簡単にポイント制度で付与できるとか、そういった仕組みも、今、業者と話ししておるところでございます。実現までに多少時間かかりますけれども、そういったことも十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） もう予備費で地方創生臨時交付金というふうな形で、その地域に合った対応をお願いしますというふうなことになってきているというふうに伺っております。その辺よろしく願いして私の質問を終わります。

---

○議長（中松和彦君） 8番中川光秋議員。

○8番（中川光秋君） お願いします。本日は、このような場をいただきまして、心より感謝しております。

私、中川光秋より大江町長の政治姿勢について幾つかご質問をさせていただきます。

先にお断りをしておきますが、私はフェリー航路に関する賛成、反対の件で、いつまでも闘い続けたいというわけではございません。もちろん、町長ご本人を責めるわけでもなく、本心で町長にお力添えをいただき、町長に先頭に立って走っていただきたいと考えておりますので、その点はどうかご理解をお願いいたします。

ただただ、私は、一日も早く草壁高松航路の再開を実現できればと考え、日々精進し、

行動をしてまいりました。この問題はもう終わったことだという意見も耳にすることがございますが、私、中川光秋自身は簡単に引き下がるわけにはまいりません。少なからず草壁港にフェリーを求めている小豆島町民の皆様方の代表として、今、ここに立たさせていただいております。ですので、決して諦めることなく、今後もチャレンジしていく所存であるということを、この場をお借りしてお伝えさせていただきます。

さて、本題に入ります。

先般より面談や全員協議会などを重ねてまいりましたが、草壁高松航路休止に関して、大江町長のマニフェストにございます、官民の知恵と力を合わせて草壁航路問題の混乱に終止符を打つとともに、再開実現への工程を原点から再検証し、必要な課題解決に全力で取り組みますと町長選挙時に約束をされておられました。町長選挙におけるマニフェストはとても重要なものであり、政治姿勢の根幹をなすものと私は考えております。

以下2点の課題を確認させていただいた上でご質問させていただきます。

1点、俗に言う高松港の30分間ルールでございますが、これは、高松港の出入りにおける他船との競合が激しく、岸壁使用の時間が取れないこと。2点目、高松港との距離が、池田港、土庄港が22キロであるのに対し、草壁港は30キロと長く、事業の採算性、持続性が確保できないこと。この大きな課題を確認されたことから、草壁高松航路の再開は困難であると町長さんご自身はお考えになられているように見受けられます。

現状、許可基準や審査基準など航路側の課題に関しては明確にさせていただいたかもしれませんが、それだけで現段階では難しいと結論づけて、この問題は終わったというふうにされているようにも私は感じております。

大江町長のマニフェストには、再検証するだけではなく、必要な課題解決に全力で取り組みますとございます。この2つの大きな課題に対して、今後どのような全力で解決策を考えておられるのか。草壁港にフェリーを求めている町民の皆様が納得できるよう具体的にお答えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 草壁航路問題に対する私の政治姿勢についてお答えをいたします。

本定例会冒頭の施政方針でも申し上げたとおり、草壁高松航路の休止について、課題の本質がどこにあるかをいま一度整理し、航路再開の可能性を原点から検証させていただき、現時点においては、高松航路を営む2つの事業者は草壁高松航路を運航する意志がないことを直接確認いたしました。また、2つの航路事業者によると、高松港岸壁の接岸時

間が取れないこと、また、草壁高松航路は30キロと距離が長く、事業の採算性、継続性が確保できないことから、新たに別の航路事業者が参入することも難しいとのことでございました。

こうしたことから、草壁高松航路の再開は現時点では困難であり、現時点において、私として可能かつ全力で解決すべき課題は、陸上交通の充実によって移動手段の確保を図ることであり、具体的には、バス停から遠いエリアに住む方に対し、主要なバス停までの新たな陸上交通体系を構築したいと考えております。

また、地方の公共交通は、人口減少等によりまして、航路に限らず、鉄道、路線バスなどが再編されている状況にございます。私としましては、バス、フェリー、タクシーなど現在ある交通資源と、それを補完する新たな陸上交通体系を組み合わせる持続可能な地域公共交通をつくり上げていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 私といたしましては、今回、議員選挙に出馬したのも、本当に多くの住民の皆さんが草壁高松航路の再開を強く強く求めており、何とか再開してほしいという皆さんの思いがありましたので、年齢にも関係なく、この問題解決に立ち向かっていこうと決心し、この場に立っております。

既に小豆島地域公共交通協議会のメンバーの人たちにもお声をかけさせていただいております。また、各自治会や老人会の、また、婦人会の皆様にもヒアリングをさせていただき、協力を要請しております。

とにかく、私は、少しでも明かりが見える限り、決して諦めず、町長と同じに全力でやろうと思っております。大江町長のマニフェストに書かれた全力とはいかがなものでしょうか。町長ですから、当然、先頭に立って動き続けていただきたいと思っております。そのあたりお聞かせ願えんでしょうか、お願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 先ほども申し上げましたように、今現在、就航する意志のある航路事業者はいないということは確認させていただきました。その上で町として何ができるのか、そういう視点に立って、バス停から遠いエリアの住民の方々の新たな足を確保しようということで申し上げておるところでございまして、それについて、今現在検討を進めておりまして、できる限り早い時期にそういったことを整備していきたいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） ありがとうございます。

先日、6月17日、全国向けのオンラインにて、四国運輸局等の主催で「環境にやさしい小豆島の持続可能な公共交通再生への挑戦」というテーマでE S T創発セミナーが開催されました。その中で、小豆島地域公共交通協議会の会長をさせていただいております大阪大学大学院工学研究科の土井健司教授より次のような発言がございました。重要な発言ですので、あえてそのまま、そのとおりに読み上げてみたいと思います。

これは両町にお願いしたいことですが、航路の件で、今、草壁航路が正確には休止の状態だというふうに伺っております。指定区間という、これは生活者、住民の方の生活のために不可欠な区間という位置づけで指定されてる重要な航路なんです、それが休止状態であるという状況です。これを続けていくことは、今日の観光客の議論、そして今後の人口減少等々を考えると、非常に問題ではないかというふうに私は思います。バスの改善等、これはかなり進めてまいりましたが、今後は、両町を挙げて、特に航路の維持、そして活用というようなところをぜひ議論していただきたいと思っています。これは公共交通を超える部分が多々あります。物流の担い手でもあります。必ずしも公共交通という範囲で収まることもないので、これぜひとも進めていただきたいと願います。どうぞよろしく願いいたします。こういう発言でした。

その後、土庄町企画財政課の職員さんに対して、土庄町としてはいかがでしょうかという質問がございました。お答えとしては、そのとおりに言います。そうですね。こちらの草壁港というのが、小豆島の中の土庄町ともう一つの小豆島町があり、これは小豆島町のほうの航路ということです。また、そういった会長のほうからのご意見もありましたので、共有させていただいて、今後、どういった形であるのか、その航路の在り方、そういったところもまたお話ししていきたいと思っておりますという土庄の職員の方の発言がありました。

ここで、土井会長の発言では、バスだけではなく、草壁高松航路に関しても、小豆島全体、小豆島町と土庄町で話し合い、協議していく必要があると明言されたとは私は理解しております。このあたり、大江町長さん、どのように捉えられていますでしょうか、お願いします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） ただいまの中川議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

このセミナーで土井先生のご発言を受けて、その後、私、直接、土井先生のほうにお電

話させていただきまして、発言の真意を確認させていただきました。先ほど中川議員からご紹介があったとおり、今後の観光客の議論、それから、今後人口が減少していくということが大変危惧されておられて、その人口減少時代の中でどう航路を考えるかっていうのを先生は危惧されておったということでございます。

重要なのが次のところですが、バスの改善等、これはかなり進みましたのでという土井先生のご発言です。つまり、草壁高松航路が休止になり、我々は地域公共交通協議会の中で土井先生に指導をいただきながら、何とか池田高松航路のバス便を改善するんだということで議論を重ね、その改善について実現をさせていただきました。つまり、この航路の維持につきましては、まずは池田高松航路をしっかりと守っていく。そのためには、先ほど町長の答弁にもありましたように、陸上交通を充実させながら、土井先生の持論であるMa a S、あらゆる公共交通資源を使ってつなげていくんだということが大事ですよというのが土井先生の発言の真意であろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 今、川宿田課長からお話いただきました。これは電話で確認を取られたんですか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 土井先生の携帯電話のほうに直接お電話をいたしまして確認を取らせていただきました。

以上です。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） そうすると、池田高松航路を充実させる、そのためにバスの運行を考える、そういう意味でしょうか、もう一度お願いします。

○議長（中松和彦君） 川宿田課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 繰り返しになりますが、草壁高松航路が休止になり、実際の住民の生活の暮らしを支えるためには、池田の接続のバスを何とかしなければいけないということをテーマに、令和3年度に新たな公共交通計画をつくらせていただいて策定していったところでございます。土井先生はそのときの会長でございまして、とにかくいろんな公共交通をつなげて高松に行けるようにしようというのが令和3年度の大前提でございます。

今も、何とか住民の方の移動を確保するためにはMa a S、こちらをしっかりとやってい

くということが土井先生の考え方でございまして、その後、大きな流れの中で、国全体の中で今後航路っていうのはどう考えるのかというようなことも先生はご発言をされてました。その答えは、まだ今からだと思っております。

以上です。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 分かりました。

このセミナーをかなりの人が聴かれてると思います。4時間ぐらいのセミナーでした。私も聴きました。川宿田さんにもご案内をしました。

それで、聴かれた方がどう判断するか、いろいろとあると思いますが、私は、この先生の読み上げたそのままのお言葉で、やっぱり、草壁航路も困ってるだろうということで両町で協議してくださいというように理解してます。

あえて、その小豆島地域公共交通協議会というのは、ご存じだと思いますが、12年前にバスが300円を決めた、あの会でございます。

次、参ります。

大江町長、町長になられて2か月以上たちました。その間、土庄町長に対して、草壁高松航路再開に関してはどのような要請をされたんでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 冒頭申し上げましたように、航路事業者等と今後の意向を確認しておるところでございまして、航路事業者が走る意向がないということでございまして、土庄町長には特段の要請はしておりません。

なお、先ほどのESTセミナーの私も原文を持っております。草壁航路が現在休止であると、これも続けていくことは非常に問題ではないかと。要は、続けられないのではないかと先生は発言をされておるわけです。だから、これをなくするのが問題だと言ってるんじゃないんです。冒頭に、これも続けていくことは非常に問題ではないかという文章になっておりますので、その辺が中川さんと私どもの解釈が相当に違うということでございますね。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 分かりました。解釈は難しいと思います。私はその逆であります。

それで、明日に町長、2町面談というんがあるんですね。そのときに、またお話ししていただけたらと思っております。

次に参ります。

6月2日の小豆島町議会全員協議会におきまして、四国運輸局の担当である水口海事振興部長から土庄港の発着時間枠の調整については、港の管理者である香川県……。

○議長（中松和彦君） 中川議員、通告いただいております質問要旨と少し離れておると思うんですが……。

○8番（中川光秋君） 何ですか。

○議長（中松和彦君） 通告いただいております一般質問の内容と今お話しされておるとは離れておると思いますが……。

○8番（中川光秋君） 私、そうは……。初めてなんで、いろいろ問題があろうかと思えますけど、私は大江町長の政治姿勢ということで入って、この高松草壁航路のことでだんだん枝葉が出てきたんです。何とか進めさせていただきたいと思えます。

○議長（中松和彦君） それでは、そのあたりを勘案しながら質問を続けてください。

○8番（中川光秋君） 構いませんか、はい。

すいません、初めてなもので申し訳ありません。6月2日の小豆島町議会の全員協議会におきまして、四国運輸局の担当である水口海事振興部長から高松港の発着時間枠の調整については、港の管理者である香川県に相談してくださいという趣旨の、とても大切な発言をお聞きしました。これも先ほどと同じなので、大事な部分なので、議事録どおり読み上げてみます。

先ほどの谷議員のほうからのご質問なんですけれども、やはり民間事業者がやっている航路でありますので、小豆島全体の航路のあり方としては、関係事業者と自治体との間で検討協議されるものと考えております。港湾管理者であります香川県を中心に、小豆島町関係事業者の意向に対して、四国運輸局としても協力をしてまいりたいという内容でございました。四国運輸局が先に動くのではなく、まず香川県と小豆島とでやってくださいというような正しい答えをいただいたと私は解釈しています。

ここで町長にお聞きします。

香川県に対して、その後、大江町長さんは何かしらの要求等は既にもうされたんでしょうか、お願いします。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） ご質問にお答えいたします。

県に対しては、港湾管理者でありますけれども、あくまで港湾の発着時刻については航路事業者同士で調整をしてくださいよということになっておりますので、当然ながら、県



には何も申ししておりません。

それから、関係事業者と自治体の間で協議されるべきものということでございますので、これについては、先代の町長さん以下、再三、航路事業者さんのほうに出かけて行って、再開してほしいというお願いはしてきたところでございます。その中で、両者とも就航の意志はないということが確認とれましたので、今日に至っておるということでございます。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 香川県に対して、我々の代表である県議がいらっしゃいます。こういうときこそ力をお借りしてもらえればと思います。県議とは何かお話しされたんでしょうか、要請されたんでしょうか、お願いします。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 県議とは、草壁航路問題に限らず、就任以来、情報交換はしておるところでございます。しかしながら、先ほども申しましたように、航路を走るという事業者がいて、なおかつ発着枠の調整が事業者間でつくということが航路就航の大前提でございますので、それを町がああせえこうせえという立場にないと、それぞれ皆さん、会社の存亡をかけて事業をやっておるわけでございますから、当然、事業者間でしっかり調整していただく。また、航路を走りたいという事業者が今後出てくれば、当然ながら、発着枠が取れるのであれば町も協力していきたいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） ありがとうございます。

以前も、協議会のときでしたかお話ししましたが、やろうかと考えている事業者がないということで、あえてその事業者にお会いをしてみました。やはり、その方は、条件が整えばやろうと考えます、準備しますということでした。その食い違いがありますので、これはこれで仕方ないと思うんですが、私たちが聞いたのは、前々から言ってます条件が整えばやります、その条件がどうかということもあろうかと思えますけど、そういうように解釈して私たちは前向きに進んでおります。

それと、先ほどの協議会の話ですけど、これもずれがありますが、できれば明日でも町長さん同士でぜひこの協議会を開催していただいて、皆さんのご意見を聴取していただきたらと思っております。

それから、町長の話もしにくいですが、住民の方からのお願いで、ぜひ機会があれば聞いてくださいということなんで、あえて言います。町長選挙活動中に多くの有権者に対し

て、町長、また陣営の方から、町長になったら、土庄町と一緒に航路再開をやるように努めますというように約束されていたと住民の方から聞きます。最近も、やはりそのようなことが耳に聞こえてまいります。そのあたり、申し訳ないですけど、どうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） はっきり申し上げますけれども、私、選挙期間中に、当選したら、土庄町と協力して草壁航路の再開に努めると申し上げたことは一度もありません。それははっきり申し上げておきます。

なお、土庄町とは、交通問題に限らず、観光、いろいろな面でもう既に連携を強化しつつあります。今回、土庄町と2町でトップ同士の会談を行いますけれども、それも定期的に、一月ごとに行っていこうということで両方で合意をしております。観光についても、観光窓口の一本化、これについて次第に進みつつございます。いろいろなことで土庄町と協力していくことは、もうこれから必須でございます。それについては土庄町としっかり連携してまいります。

ただ、先ほど申しましたように、草壁航路の再開について土庄町と協力していくと言ったことは一度もございません。

○議長（中松和彦君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 分かりました。

それから、先ほどの考え方がずれがあるんですが、やってくれようとする事業者は、はっきり言いまして、2つの事業者なんですけど、その2つの事業者だけで話し合いは不可能、できませんということは私も聞いてます。

そこで、県知事からあなたたち2事業者、住民、ということは小豆島町、土庄町の方を呼び寄せて草壁航路について議論しろと、住民はこれだけ不便をしている、困っているということで、県知事からそういう言葉をいただけるような方法も言っていたらと思っております。

最後になりますが、航路再開を待ち望んでいる多くの小豆島町民が町長の全力の行動に期待しております。条件がそろわないから、ああそうですかと終止符を打たないでいただきたいと思います。私たちも本気で、全力で航路再開に向けて取り組んでまいりますので、どうか大江町長さん、何とかリーダーシップを発揮していただき、航路再開へのかじ取りを心からお願い申し上げまして終わります。ありがとうございました。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 私は、草壁航路をもう全く諦めると言ったことはございません。全員協議会でも申しましたけれども、草壁港がある限りチャンスはあるわけでございますから、今はそのチャンスを待つ時期だと申し上げたところでございますので、誤解のないようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） お願いをいたします。

携帯電話の音が一部聞こえておるような気がしますので、皆さん、そのあたりよく確認をしてください。

---

○議長（中松和彦君） 4番川井茂議員。

○4番（川井 茂君） 失礼いたします。4番川井です。よろしくをお願いいたします。

今回、私は2点ほどお伺いの質問をさせていただきました。1点目は、交通政策基本法とその関連法についてというところであります。中川議員の質問と重なるところが多々ありましたので、ご容赦いただきたいと思います。

これは、草壁高松航路に係るところの法律と理解いただきます。まず、交通政策基本法には、第6条「連携等による施策の推進」、そして、「交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国の実現その他の観点を踏まえ、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りながら、国、地方公共団体、運輸事業その他交通に関する事業を行う者、交通施設の管理を行う者、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行わなければならない」とあります。また、第12条には「関係者の連携及び協力」、そして第16条には「日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等」、そして、第17条には「高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策」についての法律がございます。

そして、ここにおいて私が特に注目したいのが、この法律の解釈です。第27条「協議の促進等」、「国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるものとする」とあります。ここで指摘したいのは、国は、協議の促進と関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるものとするであります。

町や運輸局は関連事業者の間には入っていけないという6月2日、この場で行われた全員協議会でも取り上げられたところの質問に、運輸局、執行部のお答えは、事業者からの申請は審査し、整っていれば許可をする立場ですので、なかなかこう入れるような立場で

はないと考えておりますというお答えをいただきました、いかがでしょうか。この法律には、そうではなくて、はっきりと国は関係者相互間の協議の促進並びに連携と協働を促進するための施策を講ずるとありますので、国は入っていくための努力をすると解釈できる場所であります。今までの入っていけないという先入観、認識を修正していただきたいと思っております上から、町長において、これまでに県や国に協議の促進や連携と協働を促進するようにお願いしていただいていたかというところのことをお尋ねいたします。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 草壁高松航路に係る国をはじめとする関係者相互間の連携と協議の状況についてのご質問でございます。

草壁高松航路が令和3年4月1日をもって休止されたことを受けまして、住民の高松への移動手段の確保を図るため、令和4年2月1日にオリーブバスの大幅なダイヤ改正を実施し、バスと池田高松航路の接続性を高めたところでございます。

オリーブバスのダイヤ改正に当たっては、住民の日常生活をはじめ、観光にも大きな影響を与え、小豆島の地域公共交通のあり方を考える必要がありますことから、小豆島地域公共交通協議会において議論を重ねていただき、令和3年11月に小豆島地域公共交通計画を土庄町と一緒に策定したところでございます。この協議会の計画策定に当たっては、島の限られた交通資源を最大限に活用し、海上交通と陸上交通の接続性を高めることに主眼を置きまして、国の立場で四国運輸局香川運輸支局長にも委員としてご参画をいただき、四国運輸局交通企画課長にもオブザーバーとして様々な助言を頂戴したところでございます。

また、交通政策基本法第5条では、交通に関する施策の推進は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、有機的かつ効率的に連携することを旨として行わなければならないと、こうされておまして、中川議員への答弁でも申し上げたとおり、現在ある交通資源と、それを補完する新たな陸上交通体制を組み合わせ、交通施策の推進を図っていきたいと考えております。当然ながら、小豆島地域公共交通協議会で国も県も地元の事業者も入った連携の協議の中で計画を定めたものでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

なお、小豆島地域公共交通協議会のメンバー等につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長（中松和彦君） 川宿田課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、小豆島地域公共交通協議会のメンバー等に

つきましてご答弁をいたします。

まず、会長でございますが、先ほども出ておりました交通政策に精通され、全国で活躍されております大阪大学の土井教授にお願いをしております。土井先生は、公共交通の活性化において、早くからM a a Sを提唱され、M a a Sとは、町長の答弁にもありましたように、複数の公共交通を組み合わせて、住民等の移動手段の確保につなげる概念と手段でございます。

次に、メンバーでございますが、小豆島地域の公共交通のあり方を幅広く議論いただくためには、公共では四国運輸局、香川県交通政策課、香川県小豆総合事務所、香川県警察小豆警察署、小豆地区広域行政事務組合に参画いただいております。また、地域住民等の関係団体といたしましては、自治連合会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、小豆島中央高校PTAの代表がメンバーとなっております。交通・観光分野からは、小豆島オーリーブバス株式会社、小豆島航路連絡協議会、小豆島観光協会に参画いただき、計画策定に当たっては幅広いご意見を頂戴し、計画に反映させていただきます。

次に、協議会で出された主な意見でございますが、土庄高松航路あるいは池田高松航路とオーリーブバスの接続性の向上、こちらが第1で。それから、観光の周遊性を高めるために航路とバスの接続、あるいは時間をスマートフォンで検索できる仕組みの構築などが提案されまして、計画に盛り込んだところでございます。私からは以上でございます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。いろいろと努力してくださってること、本当にありがたいなと思っております。

ただ、ちょっと接点が違うかなというところ、先ほど中川議員も触れましたが、町長のマニフェストの中にこの部分、再開実現への工程を原点からというところで、やはり何とか草壁航路を再生させたいという思いが伝わってまいります。町長、今のところ就任して約2か月、そしてこの2か月間で、例えば時間があつたのかどうか。私にとって見ますと、あまりにもこの2か月でバス云々の移行のほうに、陸上交通のほうに移行していくのはちょっと早いんじゃないかなと。もう少し、この再生についてもっと踏ん張っていただけるというふうに考えておりますが、もう再生実現への解決策、模索はできないでしょうか。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員のお気持ちはよく分かります。しかしながら、私が直接航路事業者とお会いして、再開は無理だという確認を取らせていただいております。さら

に、高松港の発着ダイヤも取れないという中で、現実的に航路再開はすぐにはかなわない話でございます。当然ながら、将来的に高松港のダイヤが取れるとか、新たな航路事業者が現れる、走ろうという航路事業者が現れる、そういうチャンスを待つしかないというのは、これ全員協議会でも再三申し上げたことですので、現時点では再開のめどは立たない。その代わりに、陸上交通をしっかりと充実させて、住民の方の利便性を高めようということでございます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 町長のお話もよく理解できます。この質問の中でもう一点、関連法についても一度掘り下げてみたいというふうに、読ませてまいります。

関連法、地域公共交通活性化再生法には、目的、第1条として、この法律は近年における急速な少子・高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により、地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光、その他の地域間の交流の促進並びに交通に関わる環境への負荷の低減を図るため、以下中略させていただきますが、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主導的な取り組み及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とするというふうにあります。

先般の全員協議会の中で、私運輸局の方にも質問させていただきました。

国等の努力義務第4条に、この部分で質問させていただきましたが、国は地方公共団体、公共交通事業者等、その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの維持可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言、その他の援助、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならないという国の義務があるということでお尋ねしました。

その2番目には、都道府県の義務というふうに受け取りますが、市町村公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの維持可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の地域を越えた広域的な見地から、必要な助言、その他の援助を行うとともに、市町村と密接な連携を図りつつ、主体に地域旅客運送サービスの維持可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないというふうに2番にはあります。

3番には、義務として、市町村は公共交通事業等のその他の関係と協力し、相互に密接な連携を図りつつ、主体的に地域旅客運送サービスの維持可能な提供の確保に資する地域

公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないとあります。

先ほどの中川議員と重なりますが、知り得るところ12年前にその協議会というものが立ち上がりました。現在もということで、先ほど企画財政課長のほうから説明いただきましたが、草壁航路の問題をその協議会に正式に提案するという考えはありませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中松和彦君） 川宿田課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 先ほど川井議員からご質問をいただきました地方公共交通の活性化及び再生に関する法律の立てつけの中で、例えば事業者の方、航路事業者の方が草壁高松航路をやるというご提案があるのであれば、そこは当然協議会であり方を考えるべきだと思います。つまり、運輸局に対する申請書の書き方であるとか、どういったダイヤにするであるとか、事業者の方が実際にもうやりますよというご提案があるならば、そこはこの公共交通協議会の中で議論すべしと思いますが、そのご提案がない以上、恐らく協議会を開いても議論が進まないのかなというのが今の考えでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） これも関連法の一つなのですが、実は今からの質問、6月16日、質問通告締切り以降に発生しましたので、そのところお含みをいただきたいと思います。

5月25日、国土交通省のサイトに国土交通ホットラインステーションという質問を投稿できるコーナーがございましたので、私投稿いたしましたところ、6月6日に返答いただきました。再度、質問させていただきまして、つい最近2回目の返答は返ってまいりました。少し、ちょっと紹介させていただきます。

質問内容は、このようなものです。第1回目、読み上げます。

斉藤鉄夫国土交通大臣様。初めまして。私は、香川県小豆島のある地区の自治会の総代をさせていただいております。ご相談は、現在休止しています指定区間であるところの小豆島草壁高松航路の件であります。休止して1年になりますが、高齢者、障害を持つ方々の再開への願いが閉ざされたままで、お力添えをいただきたくお願いを届けました。

参考として、海上運送法第2条、交通政策基本法第2条、第6条、第12条、第16条、第27条、そして地域公共交通活性化再生法第1条、第4条、第5条など、この法律の中にこの指定区間の航路を一定条件が整えば努力するという再生可能な事業者があるにもかかわらず、特に運航ダイヤなど事業者間の様々な思惑が錯綜し、問題解決に至らないまま、町、県、四国運輸局サイドさえ閉鎖へと傾いています。どうか政府指導の下、国、地方公

共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民、その他の関連関係者における協議の促進、その他の関係者相互の連携と協働を促進するための必要な施策をお願いいたします。法律には無知なものでございます。また、大臣に声を掛ける方法さえ知りません。失礼があったらご容赦ください。どうか弱者と言われる方々の地域住民の思いをお察しく下さい。よろしくをお願いいたします。

そして、国土交通省海事局からの回答はこのようなものです。

ご質問について、下記のとおり回答いたします。

令和3年4月1日より、お尋ねの草壁航路は休止となっておりますが、今後の地域の公共交通のあり方については、まずは地元自治体を中心となり、関係者間でどのような交通が必要となるかを考えていただくことが重要です。その上で、国としましても必要に応じて協力を行ってまいりたいと考えています。以上が回答です。

そして、6月6日に返ってまいりましたので、再度6月6日に再質問をさせていただきました。

ご返答ありがとうございます。町行政も努力してくださっていますが、町民には様々な情報が飛び交い、不安や不信感さえ生じています。複数の事業者間の思惑が交差し、町行政も運輸局も事業者間には介入できないとの姿勢から調整ができていません。私は、素人ながら関係者が相互に連携と協働を図るため、同じテーブルに着いて協議ができる協議会を講じていただければ、正確な情報が町民にも伝わると思います。前回の質問に、海事局は、まずは地元自治体を中心となり、関係者間でお答えをいただきましたが、交通政策基本法協議の促進等には、第27条、国は——先ほど読ませていただいた第27条——とあります。現状は、それぞれの関係の連携も協働もありません。関係者相互間の連携と協働を促進するために、必要な施策とは具体的にどのような施策でしょうか。これが、私の質問です。

そして、6月24日、つい先日です。国土交通省海事局からこのような回答をいただきました。

関係者間での協議については、どのような場で議論するのか、まずは地元自治体を中心となって地元の意見を集約し、その上で香川県や関係事業者も含め、幅広い関係者間で地域に対する共通認識を持つことが重要と考えます。国としましては、地元自治体より話し合いの場への参加の要請があれば、対応を検討してまいりたいと考えています。以上が回答です。

どちらの回答にしる、地元自治体を中心となり、その上で香川県や関係事業者も含め、



幅広い関係者間であるというように、小豆島町から要請があれば国土交通省は、国は協力するとおっしゃっているように受け取りました。町長、意見をいただきたいと思います。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 国は協力するとおっしゃっているということでございますけれども、まずは民間事業でございますから、走ろうという事業者がいること、それから高松港の発着ダイヤが取れること、これをクリアしないとどうにも前には行かないわけでございます。皆さん方、某事業者のところへ行かれたようでございますけれども、そこでも実際に条件はそろわないでしょうというようなお話だったかと思えます。今現在、現実はそのなんです。

その中で、どのような対策が必要か、それを今町で考えておって、それには陸上交通をしっかりと充実させて、できるだけ不便になった方が何とか高松に通っていただけるような陸上交通にしようということを今考えておるわけでございまして、決して放っておるというわけではございませんし、それならば過去1年間何もなかったのはどういうことかと、私はまだ2か月ですけれども、両方の事業者にも行きましたし、運輸局にも参っております。そういった中で、現時点では難しいという判断をしておるわけでございます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 一貫してバスのほうにウエイトがあるように思いますが、これもちょっと踏み込んで、中川議員と重なります。

中川議員のほうからもありました。先日、6月17日に行われたセミナーの中での大阪大学の教授、土井先生のお話。これが、私にとってはやっぱり大きなところを占めております。今、質問させていただきました中に、まさに地元自治体が、私はこれから町長が中心となって、この小豆島地域公共交通協議会に草壁航路の問題をもう一度正式な協議事項として提案し、その上で国や県の協力をいただく方法も残されていると思うんです。本当に小さな可能性かも分かりません。でも、この小さな可能性を何とかこじ開けていきたいな、努力していきたいなと、これまで小豆島発展の基礎となってきた航路を、ただの海上交通にとどめることなく、物流の担い手であるなど、港の発展も含め、これからの小豆島にどのように活用していくか。土庄町の方々と一緒に航路全般を話し合う必要があると思えます。どうか、町長が先頭に立って、どうぞこの難題に挑戦を再度していただきたくお願いして、質問を終わらせていただきます。

続いて、2つ目の質問を続けます。

2つ目の質問は、高橋旅館の問題でございます。

3月の第1回定例会でも、安井議員のほうから高橋旅館の対応はと質問が上がりましたが、町長も替わり、その後高橋旅館の解体取り組みについて、現時点での状況、今後どのような具体的な方向があるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員から高橋旅館の問題についてご質問をいただきました。

建築物は、本来所有者が管理すべきでございますが、本町では様々な理由により利用されないまま長期間放置され、廃墟となっている旅館やホテルが存在し、負の遺産となっております。

ご指摘の高橋旅館もその一つで、過去に香川県に対策の要請をしたり、弁護士と法律相談をしまいましたが、現在手つかずの状態でございます。

その理由としましては、過去に競売が行われたものの、その後所有権移転の手続が適切に行われていないこと、また反社会的勢力との関わりの疑いがあるためでございます。しかし、このまま対策を行わず放置し続ければ、周辺住民に危害を及ぼすだけでなく、小豆島の観光イメージも損なうこととなります。

そのため、私は本定例会冒頭の施政方針で申し上げたとおり、解体・撤去に向け、果敢に取り組んでまいる所存でございます。

現時点で申し上げられる方策としましては、弁護士等の法律上の専門家とも相談の上、手法等を再度検討し、また関係各課で連携しながら着実に実行に移したいと考えております。

本件に係る対策費用につきましては、可能な限り町の実質的な負担を少なくしたいと考えておまして、国の補助金の活用を検討するほか、6月12日に来庁された金子総務大臣にも財政措置の要望をしたところでございます。

なお、解体後の跡地利用や管理につきましては、地域からのご意見をお伺いし、またご協力も賜りたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。まさに力強い、前へ進めていただけるようなお声でありましたので、本当にありがたいと思います。

地域住民、特に神懸通の方々、台風のシーズン、また風の強い時期、もう随分荒廃が進んで物が飛んできたり、そしてまたいろんな危険性も伴っております。どうぞひとつ皆さんご協力いただいて、早急に対応していただきたいというふうに申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。再開は11時15分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

○議長（中松和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中松和彦君） 7番高橋淳議員。

○7番（高橋 淳君） 今日は、質問の場に立たせていただきました。ありがとうございます。私は、3つの質問をいたします。

まず初めに、草壁高松航路の民意についての質問です。

大江町長は、所信表明の中で5月に高松航路を含む2社の事業経営者と直接面談し、現時点においては草壁高松航路を運航する意志がないことを確認した。現時点では、草壁高松航路の再開は困難であると考えている。休止から1年以上が経過し、草壁港をそのまま放置しておく港が寂れる一方なので、瀬戸芸作品の展示等でのぎわいを取り戻したいと考えていると、そういう趣旨の発言をされています。

しかしながら、草壁高松航路は島の権威者である内海地区のしょうゆ、つくだ煮産業を支えてきた航路です。また、今後の観光を含めた産業の発展にとっても、何としても再開をしなければならない航路です。土庄・池田港から島に上がり、寒霞溪に上り、内海の観光地を回り草壁港から帰る。逆に、草壁港から島に上がり、内海の観光地を回って寒霞溪に上り、土庄・池田の観光地を見て土庄・池田港から帰るという周遊コースがなくなり、問題が出ているというふうに聞いております。

外国から来られる方の調査でも、日本で一番行ってみたいところは瀬戸内海という結果が出ています。今後、インバウンドの需要の回復が期待される中、小豆島町は世界の持続可能な観光地のトップ100に選ばれており、小豆島に来られる方が増えるだろうと予想されています。観光も含めた産業にとって小豆島の発展、小豆島町の発展にとって、池田、土庄、草壁航路はいずれも大切な航路です。3つの航路があるからこそ小豆島へのアクセス、利便性があるのであって、草壁航路が採算が合わないから休止というのは、小豆島の衰退を早める論議だと思います。

経営の問題が取り沙汰されていますが、平成29年までは内海フェリーは黒字経営であり、無借金経営でした。その後、経営に携わった方が航路経営の素人であり、誤った経営をされ、その上にコロナ禍が重なり、経営不振に陥ったというのが真相です。航路経営のプロが経営したら草壁航路は黒字経営のできる航路です。

しょうゆ、つくだ煮産業が集積し、観光資源が集中している内海地区の草壁高松航路がなくなることにより、産業が衰退し、職場が失われていき、小豆島町、小豆島の衰退を早めます。草壁高松航路を休止させたまま放置していくことは、厳しい状況の中のしょうゆ、つくだ煮産業に強いダメージを与えることにならないか。島の産業の発展を支えるのではなく、島の産業の衰退を早める行為ではないのか。しょうゆ産業に長年携わってきた者として、強い怒りさえ覚えています。小豆島と小豆島の発展のためにも、産業の発展のためにも、草壁高松航路は必要な航路です。ただただ草壁航路は休止するのか、再開するのかと、そういう問題ではなくって、島の将来を左右する重要な問題だと思います。ぜひ、草壁高松航路再開への再考をお願いいたしたいと思います。

また、今も住民の皆さんからフェリーはどうなっているのかという質問を受けます。何とかして草壁高松航路を走らせてほしいという要望が充満しています。令和2年10月から始まった存続運動ですが、令和3年1月の600名の参加で開かれた総決起集会での意志表示がありました。今もなお、多くの住民が再就航を希望していると確信しております。住民の意見を行政に反映させることが民主主義の原点です。小豆島町町民の民意をまず知ることが必要なのではないのでしょうか。公正な立場で実施できる機関による小豆島町的全選挙民を対象とした住民投票を実施していただけないのでしょうか。住民投票を実施するご意志があるかどうかをお伺いします。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 草壁高松航路における住民投票についてお答えいたします。

6月2日開催の全員協議会においてご説明したとおり、草壁高松航路を再開するためには、海上運送法の定めるところにより、航路事業者が自ら許可申請を行い、国土交通大臣の許可を受ける必要がございます。

現時点では、草壁高松航路の再開を目指す事業者はいないことから、現実に航路再開は困難であり、住民投票は住民の皆様に誤った期待と混乱を招くおそれがあること、また民間事業者が営利を目的として行う航路事業において、走る・走らないは、そもそも町の権限に属しない事項であり、結果責任を負える立場にもないことから、その存続の是非を住民投票で問うことは適切でないと考えます。したがって、住民投票を実施する考えはございませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、高橋議員に1点教えていただきたいことがございます。高橋議員ご自身は、この草壁航路問題が持ち上がって以来、草壁航路の存続は民意であり、町民の総意であるとおっしゃってこられたと私は理解しております。私もそういう発言を何度もお聞きしたとこ

ろでございますが、町民の総意をどうやってご確認されたのか、民意を知るための参考にさせていただきたいと存じますので、お教えくださいますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 1つ、私のほうからご提案なんですけど、町長さん2件の航路業者に会われて走る意志はないということをご確認されたということなんですけれども、2件の航路業者、それから町、我々就航の会と一緒に2件の航路業者にお目にかかるという機会はつくってはいただけませんか。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員おっしゃるように、航路事業者とか運輸局とか、関係者寄って意見交換をすることは特段差し支えございませんし、そういう機会は設けさせていただきたいと思います。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ぜひ機会をつくってくださいますようお願いいたします。

あと、民意をどう確認したかということなんですけれども、特に私自身選挙運動であちこち回りました。そのときにどうやと、船はどうやとご質問しましたら、ぜひ走らせてくれというような意見が非常に多かった。その辺を一つの判断基準。あと、以前もちよっと申しあげましたけど、要するに選挙で票をいただけてますんで、我々就航派の議員がいただけてますんで、その辺が一つの指標になるかなと思っております。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員さんご自身が住民の総意であるとおっしゃってたのは、私の記憶では令和2年11月ぐらい、まだ選挙に入る以前だったかと思いますけれども、そのときから住民の総意とおっしゃられてたその根拠、それはどうなんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） もともと存続運動はやってまして、いろんな方の意見を聞いて、その辺の方の意見が要するに走らせてほしいと、存続してほしいというような意見が多数だったんで、住民の方が望んでるといような判断をさせてもらってます。

そうしたら、次の質問に移ります。

国道436号線、牟礼病院さんのところから旧町役場跡の拡幅工事についてです。

今から30年近く前、平成の初めだったと思うんですけども、測量も行われて拡幅工事が始まるというふうなうわさが流れておりました。その後、30年近く経過しましたがけれども、いまだに拡幅工事は行われていません。福田方面に車、それから坂手方面に車、あと

池田、土庄方面に車、あと百十四銀行の内海支店に行く車等、交通量が非常に多い上に道が狭くて歩道也没有。安田小学校の子供の通学道路になっておりますし、馬場公園で結構子供が遊んでますけど、時々飛び出して非常に危険極まりない状況です。小さな事故は時々やっぱり起きております。昨年には、再測量が行われたようにお聞きしておりますが、小豆島の幹線である国道であるにもかかわらず危険極まりない道路です。大きな事故が起こらないうちに、一日も早い用地買収、また拡幅工事の実施を香川県に要望していただくようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から国道436号、牟礼病院から旧町役場跡の拡幅工事の日程についてご質問をいただきました。

高橋議員ご指摘のとおり、30年近く前に安田上の城光商店から旧役場庁舎跡までの区間で道路整備の計画がございました。当時、用地協力が得られた安田公民館前まで整備が進んだものの、そこから先が休止状態となっておりました。休止状態になった付近は、病院や商店、図書館、遊具を備えた公園があり、歩行者や車の通行量が多いにもかかわらず、道路幅も狭く歩道もないことから、歩道を確保した道路整備が長年求められてきたところでございます。

今回、役場庁舎が移転したことによりまして、香川県は事業計画の見直しを行い、事業が再開されると聞いております。町といたしましても、一日も早く誰もが安全で安心な道路整備が進むよう県に引き続き要望し、また協力もしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

○議長（中松和彦君） 守山課長。

○建設課長（守山和利君） 私からは、事業概要と進捗状況について説明いたします。

高橋議員がおっしゃる区間を含む牟礼病院から小豆島東消防署前までの区間は、現在香川県において国道436号（安田工区）として事業が進められております。

整備計画の全体延長は340メートル、全道路幅員は12メートルで計画されています。車道幅員が3メートル、歩道幅員が2.5メートルで、路肩0.5メートルを設けた片側6メートル幅の2車線分です。

令和元年度に現地測量、令和2年度で道路予備設計、令和3年度から道路詳細設計を実施していると聞いております。

本来は、地元説明会を開催し、事業計画を説明する予定でしたが、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大防止のため説明会を開催することができず、地元代表者と起業予定地の方に個別に説明をさせていただいております。

今後は、現在実施中の道路詳細設計が出来次第、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、地元説明会を開催した後に用地測量を発注する予定であり、できるだけ早期の工事着手を目指すと聞いております。以上です。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 一日も早い拡幅を県に要望するようにお願いいたしますとともに、具体的な日程が分かりましたら、また情報の開示をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

最後の質問です。先ほどの旧役場跡地の開発についてです。

先ほどの国道436号線の拡幅工事と関連しますが、空き地になっている旧役場跡地の活用が必要だと思います。一部は駐輪場として現在使われておりますけれども、バスターミナルの建設とか、馬場公園を移転させるとか、災害時の避難場所の建設のような声が聞こえてきております。町として具体的な方針がおありなのか、お伺いいたします。

○議長（中松和彦君） 大江町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から旧役場跡地の開発についてご質問をいただきました。

旧役場跡地につきましては、先ほどの答弁でもお答えしたとおり、旧内海庁舎前から牟礼病院前交差点までの国道の拡幅整備の計画が進んでおりまして、その整備計画が庁舎跡地の活用に大きく影響してくると考えておりますので、その計画が明らかになるのを待ちたいと思っております。

現時点では、旧役場跡地の具体的な活用方法は決まっておられませんけれども、町内で利便性の高い場所にある町の重要な資産でございますので、議員ご指摘のとおり、住民の皆様のご意見を伺いながら、有意義な活用方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中松和彦君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。旧役場跡地、これ町の非常に重要な場所だと思います。地域住民の意向をくみ上げていただきながら、有効に生かす方向で取り組む必要があると思いますが、どうかよい方向での開発をお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中松和彦君） 1番大下淳議員。

○1番（大下 淳君） 私からは、グループホームの一層の整備をということで質問いたします。

親亡き後の障害者支援としてのグループホームの整備が強く求められています。小豆郡内においては、以前に福祉法人が整備を目指していましたが、地元説明会での地域の冷たい仕打ちに心が壊れることもあったようで、実現には至りませんでした。この地元説明会に私の知人も参加しておりました。後で聞きますと、よくあそこまで言えるなという、ひどい言葉も飛び交ったようであります。

民設なら補助金がありますが、小規模の福祉法人では実現には相当の努力が必要で、大変難しい課題でもあります。こうした経緯を踏まえ、小豆島町では平成27年度に整備し、指定管理者としての公設民営の形で福祉法人に運営を依頼し、現在に至っております。二面にありますグループホームソレイユのことです。

しかし、そこから7年以上がたちますが、グループホームは小豆郡内で一件たりとも増えておりません。障害者の親御さんにしてみれば、将来が不安でいたたまれない心境であります。民設を望むなら、土庄町とともに行政が福祉法人と一体となり、整備に多大の協力をすべきであると思います。また、公設民営ならば、行政で積極的に整備に努めていくべきであろうと思います。

今、小豆島に知的障害者の方は約120人いらっしゃいます。このうち、18歳以上が8割強を占めております。その半数がもしグループホームを利用するとすれば、約50人になります。1か所の定員が5人となれば10か所が必要になるという、単純計算ですが、そういうふうになるわけです。いずれにしてもまだまだ多くのグループホームが必要で、時間もありません。一日も早くグループホームの整備を進めていただきたいと思いますが、町はどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 大下議員から障害者グループホームの一層の整備についてご質問をいただきました。

グループホームは、障害があっても地域で自立した生活を送れ、本人だけでなく、ご家族の安心にもつながる大変重要なサービスだと認識しております。

議員ご指摘のとおり、郡内には主に知的障害者を対象とするグループホームは二面のグループホームソレイユのみでございまして、利用のご希望に十分応えることができていない状況でございます。町としましても、住民ニーズに応えるべく、社会福祉法人、また土



庄町と協議を進めておるところでございますが、整備場所、費用面など、様々な要因で実現できていないのが現状でございます。

障害のある方が、いつまでも郡内で安心して暮らすためには必要な施設でありますことから、一日も早い実現に向けて、社会福祉法人、土庄町と協議を進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） ただいま一日も早い整備についてのご意見をいただいたところでございます。

グループホームに対しましては、先般手をつなぐ育成会の中のグループホーム部会等がございます。そこで出された皆さんの声を少しご紹介したいと思います。ソレイユはあってもショートが受入れは1人なんだと、これでは絶対数が少ないので、安心して暮らせるものではないと。また、親が何かあったときに預ける場所がない。特に医療的ケアを要する場合は断られるケースもあったと。それから、受けられるサービスの情報が入ってこないんだと。また、てんかんを持つ子供を中学まで送迎をしていたが、補助がなかった。それから、親亡き後の障害者支援も確かに重要であります。今生きている状態を支えるのもしんどいのが正直なところ。24時間365日休まる時がなく、少しでも息がつける時間が欲しい。また、災害時に障害者を受け入れる福祉避難所についても、実際にどの程度の障害までが受け入れられるのか、被災地からの声で障害者は慣れない環境で過ごすのは大変窮屈な世界であり、自宅が崩壊した場合の受入れ態勢など、非常に不安があるという、実にその身に迫ったご意見でありました。そして、これがこうした声は出てこなかったんですが、今出てきつつあることは非常に重大なことだと思います。

そういった行政の支えも必要であると思うし、また二面のグループホームソレイユにつきましては、私実は建設に関わってきた立場から申し上げますと、まずその地元の説明会をいたしました。旧幼稚園ですが、公民館の一部として使っておりましたので、地元二面と室生、公民館の管轄範囲内の人に来てもらいました。説明する中で一部異論めいた声もあったんですが、おおむね了解をいただいて、建設の結果、現在問題なく、またグループホームのほうでも地域に積極的に行事も参加をされまして、溶け込んだ生活が今できておるということで、私はこの後、グループホーム、すぐできるのかなと思っておったんです。実際土庄町の岡野町長さんも、当時は議員でございまして、20年から3年間で3回の一般質問で、グループホームの整備についてお尋ねをされておりました。まだ土庄町さんでもできるのかなと思っておりましたが、いまだにそれはありませんでした。

今後進めるに当たって、福祉法人に任せておきますと、やはりそれは大変だと思いますし、私としてはグループホームを交えて、両町が一緒になって、グループホーム推進会とか、そういったものをつくって、定期的に協議を重ねて、意見を踏まえて整備に向けていくべきだと思います。また、整備に当たっては、町財産の活用、これはもう普通財産にもなつてこようかと思うんですが、こういった活用も支援に入れるべきだと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 当然でございますけれども、町の財産の活用、それも視野に入れながら、当然ながら社会福祉法人、土庄町と情報交換を密にしながら、やっていきたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） グループホームが整備されることを保護者の皆さんは今か今かと待ち焦がれております。まさに一日千秋の思い、そのものであります。

グループホームの整備は、延びれば延びるほど心身ともに疲れ果て、到底安心は得られるものではありません。先送りはしない、未来に向かって一直線を掲げて選挙戦を戦ってこられた大江町長に、皆さん大いに期待をしたのではないのでしょうか。そして、その結果が選挙戦で明らかになったと考えます。そうした声にしっかりと応え、一日も早い実現を期待して、質問を終わります。よろしく申し上げます。

---

○議長（中松和彦君） 6番塩田洋介議員。

○6番（塩田洋介君） 6番塩田です。失礼いたします。

私も初めてでございますので、不慣れなところがあります。ご容赦いただきたいと思います。

私も、草壁航路に関連した質問と産業に関する質問、2件質問をさせていただきたいと思っております。

最初の質問は、小豆島における航路の必要性についてということで、町長にお伺いしたいと思います。

現在、世界から注目される瀬戸内海、高松、小豆島という立ち位置において、今コロナでインバウンドも少なくなっておりますが、今後コロナが収束すれば、当然のようにインバウンドが増加すると思っております。小豆島における航路の乗降客数を見ますと、昨年のコロナの部分を除きまして、ほぼ横ばいという形で推移しております。人口が減少しているに

もかかわらず利用客数が減少してないということは、やはり小豆島にたくさんの方が注目し、訪れてくれた結果だと思います。

その中で、現在1つの航路が休止になっております。これで小豆島を目指す方々が来られた場合に、1つ航路が減った部分で賄えるのかという部分と、逆にもっと利便性を高めて、島にたくさんの方が来やすいように、また人口減少を食い止めるために、多くの方に移住してもらい、そのためにはもっと便利な利便性のある島であるということが大切なんではないかと思います。そのためにも、ぜひ航路は減らさないでいただきたい。

ちょっと質問が幅広い項目になっておりますので、中で前3人の議員の問題と重複するところがあるかと思いますが、いずれにしてもこれは言った言わない、聞いた聞かないということになるんですが、航路を走る業者がないという町長のお考えでございますが、我々は一貫して、条件さえ整えば走ると、走ることを考えるよと言われている業者がおります。

これに関して、なぜ走れないか、なぜ走ると言えないのかという問題がございます。これは当然発着枠がなくなったから声を上げられない。今は土庄と内海地区という大きな人口密集地がございまして、そこに航路がそれぞれあったという中で、利用客数の部分は、船の便数も違いますし、いろんな部分がありまして、条件の違いで結果は違っておりますが、やはりそれなりの利用客がいる。それと、観光においても周遊コースということで利便性があったという部分かと思っております。

その中で、発着枠がないという現象をつくってしまったがために、今そういうことになってる。これはある意味、問題のすり替えではないかというふうに思います。発着枠を何とかできれば、もともとあった高松への3航路はそのままできるのではないかと、補助金をくれといってるわけでもない。ただ走る検討をしますよと、発着枠さえ取ればということで、岡山の業者と高松の業者と2社しかございません。どちらも、いずれにしても2つの業者しかございません。2つの業者で話し合いをせよということで、できていけば何ら問題はないわけですが、今現在話ができない。それは両者とも小豆島にとっては大変に大切な業者でございます。お互いにけんかして、小豆島の住民ないし観光客に迷惑がかかってもらっても困ると思っております。

そこで、やはり行政がどうこう決めるわけではなくて、その話し合いの場をうまくつくってあげる、そういうことによって両者が話し合いができるのではないかというふうに思います。そういった部分で、ぜひとも小豆島には多くの航路が必要である。もちろん陸上の交通網も、それに準じて大切になってくるわけですが、今その航路を閉ざすということは、

小豆島にとっては得策ではないというふうに私は考えます。そういうことで、ぜひ町長にその必要性について、少しお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 小豆島における航路の必要性についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、観光をはじめとする地域産業の活性化、地方創生の推進に向けて、航路をはじめとする公共交通の充実は欠かせない重要なことであると考えております。しかしながら、これまでの答弁で繰り返し申し上げておりますとおり、現時点では草壁・高松航路の再開を目指す事業者はいない。また、ダイヤの調整についても、条件さえそろえば考えるよといった事業者さん自らが、ダイヤのルールはもう変えないと、絶対変えないんだとおっしゃっておりますので、現時点で航路再開は困難であると考えております。

したがって、現在ある航路や路線バスなどの交通資源と、それを補完する新たな陸上交通体系を組み合わせ、交通の利便性を保ち、高めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） ありがとうございます。

これを言っているともう平行線でございますので、これ以上の議論はしたいとは思いませんが、いずれにしてももっとも島の価値を高めるために、島内の陸上交通のみならず、もう少し深く掘り下げて、もう一考していただきたく、町長に改めてお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思っております。

産業の再興と雇用基盤の強化についてということで、施政方針演説をいただきました。町長の施政方針演説の中には、私の思うところでは残念ながら具体的な施策が織り込まれていないと、これからだよということかもしれませんが、今日まで町行政等を支えてきた石材、しょうゆ、つくだ煮、オリーブ、そういった産業は、長い間町の行政、経済を支えてきたと思っております。ところが、やはり右肩下がりの産業でございます。米を食べなくなった日本人等々いろんな要素がございまして、需要が減っております。業者の数もどんどん減っております。下手すると、ここ10年間でしょうゆ業、つくだ煮業、がらっと様相が変わる可能性がございまして。

そういう中で、ぜひ行政の力強いバックアップをこれからいただきたいなど。じゃあ具体的に何をすればいいのかって言われると、非常に私どもも困るんですが、ただそういう

事業者の個々の力に頼って事業者が長続きできるような、今簡単な時代ではなくなっております。しかも、中小零細、なりわい業が多いこの業界において、なかなか難しい部分がございます。ぜひ具体的な産業に対する支援策がありましたら、町長からお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 塩田議員から産業界への具体的な施策に関するご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、今日の小豆島があるのは、先人たちにより連綿と受け継がれてきた基幹産業のたまものであり、次代へしっかりとつないでいかなければならないと考えております。

これまでも、国や県が講じるコロナ支援策に加えまして、町独自の持続化給付金や感染防止対策緊急支援給付金をはじめとした支援策により、法人や個人事業者に対する事業継続と雇用の維持に取り組んでまいりましたが、コロナ禍に追い打ちをかけるように、ウクライナ情勢による物価や原油価格の高騰などの影響により、経営環境は非常に厳しい状況にあると理解しております。

私は施政方針でも申し上げましたが、こうした状況下で産業の再興を目指すためには、企業によるアフターコロナを見据えた、主体的で前向きな事業活動が重要でありますことから、販路開拓への支援事業を新たに創設し、県外での商談会や催事への出展を力強く支援してまいり所存でございます。当然ながら、今回計上した予算が足りなければ補正対応して、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、物価や原油価格の高騰に対する施策につきましては、まずは燃料費等の高騰による影響が顕在化している交通事業者への応援給付事業に取り組み、公共交通の維持確保と雇用の継続を支えてまいります。

最後に、担い手不足に関しては、若者や子育て世帯の定住を促す取り組みとして、住宅取得等に対する支援策を調査研究し、雇用促進、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

今後も長引くコロナ禍や足元で続く原油価格の高騰などの影響によりまして、厳しい経営環境が続くことが予想されますが、事業の継続と雇用の維持を支えるため、現下の社会動向を注視するとともに、他市町の取り組みや国、県の支援策等を参考としながら、町独自の産業支援策を引き続き実施してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） ありがとうございます。

確かに産業の部分で今雇用問題、人がいないという部分で、外から人を呼んでこななければいけない。調理食品のつくだ煮産業のほうは、研修生制度が認められておりますが、3年の期間を設けた。ただしょうゆのほうはそれがございません。そういった部分の企業間格差もございます。なかなか人を雇うことができない、そして外から人に来ていただくにも、町長の施政方針演説の中にもありましたが、空き家の問題、要は住居が足りないということで、やっぱり町営住宅なり何なりの抜本的な対策が要る。空き家を借りることができない、貸してくれないということであれば、やはりそういった抜本的な対策、町営住宅を建てるとか、人が来やすいような環境をつくっていただいて、産業が困らないような環境もつくっていただきたい。

それから、それに関連するのが教育問題で、ちょっと外れますけども、それに関わってきます。中央病院のお医者さんが長くこちらに永住してくれないと、やっぱり子供を医者にしたいと思ったら教育環境が整ってないと駄目だよという部分で、病院もある意味で企業でございますので、そういったところを維持保存するためには優秀な人材に来てもらわなければいけない。島の中ではやはり限度がございますので、そういった部分、この島に行けば安心して暮らせるよというような、思い切った施策が必要なんではないかなと思います。

ただ単に、今住むところができたとっても、もし高い家賃を取ってしまったら、来ないであろうという部分だし、いろんな部分で日本中にないような思い切った政策を考える、当然それには資金が必要ですが、とにかく国とか県とか、いろんなところから資金をひねり出して、小豆島の活性化に結びつけるということが必要だと思います。

特に、私はしょうゆ屋ですので、今大豆が非常に高騰いたしました。そして、小麦が、ウクライナ問題も含めまして、非常に高くなっております。しかも、これは国の決定事項でございまして、春と秋に2回値上げがございまして、春に17.9%ですか、大幅な値上げがございました。この秋の値上げがあるのかないのか、今、総理大臣が物価のことを盛んに気にかけて発言しておられますが、そこで小麦を上げたらなんだということにもなりかねませんが、小豆島町でどうこうできる部分ではない部分もいっぱいございますけれども、そういったものを控えております。

それから、塩が昨年からずっと値上げの話がありまして、いまだに決着しておりません。秋口までには決まるんだろうと思いますが、2割ないしは3割の値上げということ

で、大幅な値上げです。これはもうしょうゆ業、いろんな意味で打撃を与えます。しょうゆが高くなれば、やっぱりつくだ煮産業にも影響が出てまいります。つくだ煮産業も、その原料になる食材の中国での調達が難しくなったり、いろんな部分ができきております。そういった部分も、町としてどういう部分ができるのか、私は具体的には分かりませんが、そういった部分にも積極的に介入していただいて、原料の調達がうまくいくようにということで、それとともにいろいろテレビ、マスコミ等でございますが、町長がセールスマンになって、外に対してどンドン売り込んでいただきたいということですね。もう今本場に米離れ、小麦のほうが多い、パン食のほうが多くなっております。でも、小麦の高騰でパンが米粉に変わっておりますが、そういったことで、また状況がいろいろ変わります。その中でどうやって我々産業が生き残っていけるのか、行政のお知恵も借りながら、今後頑張っていきたいと思っておりますので、なお一層のトップセールスマンとしての町長の活躍を期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時57分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、発言される方をお願いいたします。

質問される場合のマイクとの距離に気をつけていただきたいと思います。一部聞き取りにくい場合がありますので、よろしくをお願いいたします。

---

○議長（中松和彦君） 9番三木卓議員。

○9番（三木 卓君） 私も通告に従いまして、2問質問をいたします。

1つ目が、猿被害の実態と対応はという内容について質問いたします。

選挙後、地域内を回って住民の人々の声を聞いていく中で、猿による農作物の被害の相談が3件ございました。そして、それは同じ場所、箇所ではなくて、それぞれ別々の場所での被害報告でした。安田でいうところの東条と谷条と空条という形で、ちょっと同じ猿の集団からの被害ではなさそうだなという距離感ではありましたが、そういうイノシシの被害っていうのは私自身常に聞いていたので慣れてはおったんですが、猿による被害っていうのは、少しちょっとね、そんなにたくさんばつと聞いたわけではないんですけど、転々と聞いていく中で、ぽんぽんぽんと出てきた内容ではあったので、猿被害が3件もあるということには少し驚きました。

相談者からは、手間暇かけて育てた野菜が収穫前に取られてしまい、何のために野菜を作っているのか分からないという、怒りと失望にも似たような言葉をいただきました。もう何か餌あげるために野菜作るんちゃうんやでというような、そういう言葉もありまして、やっぱり自分が本当に手間暇かけて育てた野菜が収穫前に取られてしまうと、もうジャガイモとか、ほんま小さい間から掘り起こされて、全部食べられてまうんやと、そういう言葉もありました。そういう中で、ほかにも、安田だけで3件ほどもあるのであれば、ほかの地域にもこれ猿の被害っていうのは実はあるのではないかと、それによって困ってる人も多いのではないかというふうに感じました。

そこで、2点質問をいたします。

1つ目が、猿による被害について、現在どれぐらいの報告や相談が町のほうには上がってきているのか。

また2つ目は、現在それに対してどのような対策を講じているのか、よろしく願います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員から猿被害の実態と対応についてご質問をいただきました。

香川県の調べによると、現在小豆島にはニホンザルの群れが12群生息しているとされております。

昨年度、町内の農業者や狩猟者などから、農林水産課のほうへ寄せられた猿の被害相談や報告は22件ございました。その中には、収穫直前の多くの農作物を猿の群れに全て食い荒らされたとの悲痛な被害相談もございました。しかしながら、猿はイノシシや鹿に比べて、運動能力や学習能力が極めて高い動物でありますことから、捕獲にも苦慮しておりまして、被害縮小に至っていないのが現状でございます。

三木議員ご指摘のとおり、野生鳥獣による農作物被害は農業者の耕作意欲の低下にもつながることから、今年度はさらなる猿の被害対策を強化し、被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

なお、被害対策の詳細については、担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） 猿被害対策につきましては、捕獲、環境づくりの2点について対策強化を図っているところでございます。

猿は、イノシシや鹿に比べ捕獲が困難であり、平成28年度の200頭をピークに、それ以



降捕獲数が伸び悩んでいるのが現状です。このような現状を改善するため、県内市町の猿対策の優良事例を参考に、今年度から捕獲の強化として、猿の捕獲奨励金をこれまでの額の倍額にし、狩猟者の猿捕獲の意欲向上を図り、個体数削減につなげたいと考えております。

次に、環境づくりの強化として、猿は人や集落環境に慣れることで行動がエスカレートし、被害の拡大につながることから、猿は頭がよい、何をやっても駄目と諦めず、人に対する警戒心や恐怖心を高め、農地や集落は自分たちの居場所でないことを学習させることが重要であります。そこで、今年度から猿被害の相談や報告の多い地区を対象に、各自治会長から猿の追い払い活動にふさわしい方を推薦いただき、動物駆逐用花火の取扱い従事者の資格を取得していただきました。

これまで猿の出没があった際は、農林水産課に連絡があり、職員が駆けつけたときにはいないことが多々あったため、各自治会に協力いただき、即時対応できる体制づくりを行い、各地区で実施していただいているところであります。今年度からの新たな対策を2点ご説明しましたが、このほかにも従来から実施している猿の農地などへの侵入防止に有効とされる電気柵などの導入補助も活用し、地域住民の相互協力で農地などに猿が近寄れない環境づくりに努めていただき、猿の被害の軽減を図りたいと考えております。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） つまり、今後でいうと猿の被害に遭いそうになった場合の連絡先としては、自治会のほうがいいのか、農林水産課のほうがいいのかっていうと、それほどのような形が一番住民にとってはベストでしょうか。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） 猿の被害があった際は、相談につきましてはまず町の農林水産課へご相談いただければ、町職員が現地で聞き取り、被害状況を確認した後、その地域に詳しい鳥獣被害対策実施隊員と、その場所に応じた捕獲方法や追い払い活動やパトロールの強化の検討を行ったり、被害防止の環境づくりとして、相談者へ電気柵設置などの補助事業の説明をさせていただきたいと思いますので、農林水産課のほうへお問合せください。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） それでは、被害に遭われてる住民の方にはそのように説明をしていきたいと思います。

それじゃあ、2問目に移ります。

地域内循環バスの早期実現をというところで質問をさせていただきます。

町長の施政方針の中に、バス停から遠いエリアに住む方に対して主要なバス停までの移動手段を確保するため、新たな交通体系を構築したいと書いてありました。住民の声、これもやはりいろんなところで聞いていきますと、お年寄りの方々から地域内循環バスのような移動手段が欲しいという、そのような切なる要望が多いのも事実でございました。特に、私の若い世代ではあまり本当に認識ができていなかったんですが、私どもは自転車やバイクや自動車を使ってドア・ツー・ドアで、ほぼ動ける世代なんですけど、おじいちゃん、おばあちゃんに話を聞いてると、バスで行くんはええんやと、帰ってきたバス停から家まで、ここが一番しんどいよという声を聞きまして、ああ、僕はそのときに本当にお年寄りの方って、こういうところにニーズがあるんだなっていう認識をしまして、まさにこういった地域内循環バスって、今後かなり必要になってくるのかなというふうに私は思いました。

今後も上昇し続ける高齢化を考えると、待ったなしの状態だと私は考えております。施政方針の内容では、少し抽象的な部分があり、期待は持てるが、いつ実現するかはイメージしにくいと。実際、町長もそういうことを考えてるよっていう話をおばあちゃんとしたときに、まあ私が生きているうちは無理かなみたいな、ちょっと切ない、そういう言葉もありました。

安心を少し私は与えてあげたいなっていうふうにも思いまして、施政方針の中にあります新たな交通体系とは、具体的にどのようなものを町長自身考えているのか、そしてそれはいつまでに実現するおつもりでもあるのかっていうところをお答えいただきたいと思えます。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員から地域内循環バスの早期実現についてご質問がありました。

高齢化の進行によりまして、お年寄りの方々から買物や通院に使う移動手段を確保してほしいという声を数多く、私も頂戴しております。また、高齢者の健康づくり、介護予防を推進するためには、日々の暮らしの中で外出する機会を確保していく必要があります、特にバス停から遠いエリアに住む方の移動手段の確保は、喫緊の課題でございます。

このため、国道の主要なバス停をはじめ、スーパーや診療所、役場、郵便局、銀行などを巡る議員ご提案の地域内循環バスを運行したいと考えておるところでございます。まずは、施政方針でも申し上げたとおり、地域におけるニーズ等をしっかりと把握しながら、

他市町の事例等も研究した上で、遅くとも令和5年度には実証実験を行いたいと考えております。運行のルートにつきましては、神懸通地区や安田空条地区など、国道から遠いエリアを考えておりますが、道幅が狭いところもございますので、現場を検証し、安全性も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

また、将来にわたって持続可能な循環バスにしたいと考えておりますので、運行に要する費用をはじめ、利用者数の把握など、実証実験で得られたデータを分析し、改善を重ねながら本格的な運行に移行してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 具体的に令和5年には実証実験をしたいというお言葉までいただきまして、これで僕が話したおじいちゃん、おばあちゃんは、少し安心して暮らせるのかなど、暮らせるというか、暮らせるのかなというふうに思いました。ぜひ本当にこれは早ければ早いほど、もう間違いなくいい施策だと思いますので、早期の実現をお願いしたいと思います。

私からの質問は以上です。

---

○議長（中松和彦君） 3番河井修議員。

○3番（河井 修君） 3番河井。よろしく申し上げます。

まず、質問に関してなんですけれども、こういう質問をしますと、事務局に出した前後に、こういうローカルな道路を直してくれ、溝を直してくれというような質問は、一般質問の場ではあまりお勧めの質問ではないということをお教えしてもらったんですけれども、私初めてなので、どうかご容赦願いたいと思います。

それですと、町道の安全対策推進についてですが、私の知ってる近くのところに町道があるんですけども、ちょうどその町道のうち、崖に面しているにもかかわらずガードレールの設置されていない箇所があり、大変危険と思われまして。ガードレール、もしくは転落防止柵の整備など、今後の安全対策についてどのようにお考えか伺いたい。

同じような話で、次の町道脇の側溝についてなんですけれども、側溝のうちに老朽化によって側溝のふちがもう潰れて、車が通るたびにグレーチングががたがたとなくなるところがあります。こういうところを見つけた場合、どう対処するか。側溝を新しいものに作り変える場合の基準や目安などがあればお伺いしたい。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 河井修議員から町道の安全対策推進に係るご質問をいただきました。

道路、橋梁などの社会インフラ整備は、生活と密接に関係する重要な施策であり、整備や維持管理を効果的に行うことが交通安全対策にもつながるものと思っております。

近年は、高齢者の用水路への転落事故が度々新聞報道されております。用水路転落防止対策につきましては、県が設置した用水路等転落防止対策検討委員会で、消防が出動した箇所を調査しております。調査で判明した30か所のうち6か所につきましては、今年度対策工事を実施するため、今期定例会に補正予算を計上させていただいておるところでございます。今後も国、県の補助を活用して対策工事を進めていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（守山和利君） 私からは今後の安全対策について説明させていただきます。

河井議員ご指摘の崖に面しているにもかかわらず、ガードレールが設置されていない町道についてですが、山間部や建設年度の古い道路などは、まだまだ整備が追いついていないのが現状です。町道の交通安全対策につきましては、交通安全対策特別交付金を活用して、転落防止柵やカーブミラーの設置について、毎年自治会から要望をお伺いしており、昨年度から予算を増額して対策を進めております。

次に、側溝の老朽化によるグレーチングのがたつきなどにより、側溝を新しいものに作り替える基準や目安について説明させていただきます。

側溝をはじめ道路施設は、交通量や道路構造、排水量によって破損具合も様々であるため、建設課の職員が1か所ずつ現場を確認して、一部修繕で済むものか、更新するべきかを判断しております。

道路修繕の要望につきましては、自治会から毎年要望書が提出され、その他の住民の皆様からのご指摘や、危険な事象があった場合の報告を受けて、その対策を行っております。小豆島町内の町道は、延長が約220キロメートルあり、対策はその都度行っておりますが、まだまだ修繕しなければならない箇所が多くあります。道路、橋梁等でお気づきの点があれば、建設課に連絡をいただけたらと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 河井議員。

○3番（河井 修君） ご説明ありがとうございました。

今後、自治会の皆さんと相談しまして、要望書を提出するとか、私が建設課にご依頼するかもしれません。そのときはよろしくお願ひします。

それでは、もう一つの質問なんですけれども、これちょっと住民の方からの、ちょっとこんなどうなってんやろうかいうので、質問させていただきます。

橋トンネル内の通信設備についてですけれども、現在橋トンネル内には非常電話は脇の壁に設置されてるんですけども、携帯電話での通信、またはラジオでの受信はできないことになっています。電波が届いていません、トンネル内は。トンネル内の長短により設置基準があるのでしょうかけれども、何かの文書で、1キロ以上のトンネルには何とか、5キロ以上のトンネルには何とかと、あと交通量とかも関係しているようですけれども、橋トンネル、600メートルちょっとなんですけれども、短いからどうかなとは思いますが、緊急時の安全・安心のため、停車中の車の中からかけることのできる携帯電話の通信が必要であると思われます。この橋トンネル内の通信設備の設置についてのお考えをお伺ひしたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 河井議員から橋トンネル内の通信設備についてご質問いただきました。

橋トンネルは、香川県が2001年から安田橋間の国道436号橋バイパス、1.9キロメートルの一部として整備され、2011年5月31日に開通式が行われております。橋バイパスができるまでの当時の国道436号安田橋間は、橋畔付近は急傾斜、急カーブが続き、冬場の凍結、豪雨災害の発生など、通常の改良工事では解決ができませんでした。町民の長年の悲願が達成され、救急、防災面での安全確保や利便性の向上につながっていると実感しております。

香川県に確認したところ、橋トンネル内の通話型通報設備、非常電話でございますが、これは6か所、その他の操作型通報設備、これは押しボタン式の通報装置でございますが、これが13か所、非常警報設備はトンネル出入口付近に2か所設置されております。

トンネル内の非常用施設の設置基準等の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（守山和利君） 私からは、トンネル内の非常用施設の設置基準について説明させていただきます。

道路トンネルには、火災その他の非常の際の連絡や危険防止、事故の拡大防止のため、

トンネルの等級区分に応じて必要な非常用施設を設置することとなっております。

国通知の道路トンネル非常用施設設置基準によりますと、トンネルの非常用施設設置のための等級区分は、その延長及び交通量に応じて5段階に区分されております。橋トンネルの延長654メートルと交通量調査による1日当たりの交通量4,185台からしますと、トンネル等級はC等級となります。C等級での設置が必要な非常用施設は、通話型通報設備、操作型通報設備、非常警報設備の3種類の設備となっており、河井議員のご指摘の携帯電話の通信、ラジオの受信は設置基準の対象となっておりません。それぞれについて設置間隔等の基準が定められておりますが、いずれも基準値を満たす個数が設置されておりますので、香川県としては現在の非常用施設でトンネル内の火災、その他の非常の際の連絡等に対応できるとの認識でありましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 河井議員。

○3番（河井 修君） 恐らくそういう答えになるんじゃないかと、想像のとおりなんですけど。

国の設定というのは、あるのはもう当然なんですけども、今頃は通信技術の発達とかがありまして、もう安い値段でそういう設備が設置できるなんていう時代が来るかもしれませんから、そういうときになったらぜひお願いしたいなどは思っております。私からの質問は以上です。どうもありがとうございます。

---

○議長（中松和彦君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 私からは、子育てに安心な環境、教育環境の整備についてでお尋ねをいたしたいと思います。

今、小豆島町、懸案は、フェリーの話もありますが、学校の統廃合というのが大きな懸案であろうかと思っております。小学校、幼稚園、保育所の再編等も含めて、町長は待ったなしの状況であると強い思いを所信表明されましたが、小学校の複式学級が見込まれる近い将来とはいつなのか、その根拠、時期を含めて、再編への町長の決意をお伺いをいたします。

○議長（中松和彦君） もう一行あるようなんですけど。

○5番（羽田 満君） 子育てに安心な環境整備についてですが、給食費の無償化、高校生の医療費無料化というのができれば、保護者の経済的負担は軽減できますけれども、そこで町の宝であるという子供の出生に係る祝い金については、町独自の給付金等があるかと思いますが、今より拡充していくことはどうでしょうか、町長のお考えをお伺いした

い。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から教育施設の再編並びに出生に係る祝い金についてご質問をいただきました。

まず、出生に係る給付金についてお答えをいたします。

本町では、経済的負担の軽減を図り、安心して出産、子育てができるよう、母子手帳の交付を受けた妊婦に対して10万円の妊婦応援給付金を、また出生した子供1人に対して6万円の子育て応援給付金を給付しております。さらに今年度は、令和4年3月31日に住所を有する今年度18歳までの児童の養育者に加え、令和5年2月28日までに出生した児童の養育者に対しましても、同様に1人5万円の子育て世帯支援特別給付金を支給いたします。これらの給付制度は全て町独自の制度でございまして、子育て世帯に対して手厚い制度となっていると考えておりますので、現時点でさらなる給付は考えておりません。

次に、教育施設の再編につきましては、施政方針でも申し上げましたが、出生数の減少傾向が続いておることに加えまして、教育施設の老朽化により、子供たちの学習環境を維持することが難しくなっており、内海地区の3小学校の統合と幼稚園、保育所の再編は喫緊の課題となっております。将来の小豆島町を担っていく子供たちの健やかな成長に欠かせない快適な学習環境を確保するため、小学校の統合につきましては4年間の任期中に、幼稚園、保育所の再編については小学校統合に引き続いて整備ができるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

複式学級が見込まれる時期やその根拠につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 私からは、複式学級が見込まれる時期やその根拠などについてご説明いたします。

小学校の学校編成につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定により、2つの学年の児童数が16人以下、ただし1年生を含む場合は8人以下となった場合に複式学級となります。

町内の子供の数ですが、令和4年4月1日現在で、令和2年度生まれが54人、令和3年度までが52人となっております。この子供たちが小学校に就学する令和10年度の苗羽小学校は1年生6人、2年生6人であり、全ての学年が15人以下の学級で、全校生で60人となります。このため、翌年の令和11年度には2年生、3年生で12人となり、複式学級となる見込みです。また、令和10年度には、15人以下となる学級ですが、星城小学校で1学級、

安田小学校が4学級となります。

このように、複数の学年で1学級が15人以下になることは、学習面で一部の教科で指導が難しくなることや、集団学習から学ぶコミュニケーション能力の育成についても影響が出るのではないかと懸念があります。複式学級になるまで小学校統合を先送りするのではなく、子供たちにとって快適な教育環境を少しでも早く整備する方向で、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 令和10年、11年ということですが、あるようでないんで、もうあと5、6年、決めて施設建つまでが何年かかるか分かりませんが、今年度の教育会議ですか、方針を決めて、設計してどうや言ったらもう任期中に厳しいと、4年のうちに出来上がるかなというような感じがいたします。町民は非常に、声は出しませんが、関心があります。心配をしております。どうぞ、できるだけ早くできるような方策で進めていただきたいと思います。協力させていただきます。

それから、独自の応援給付金出生に係るという部分がありましたけれども、ありがとうございます。昨年度ですか、だんだん増やされて、ただインターネットで見ますと、まだまだこれが日本一やという金額でもありません。皆、それぞれ市町の環境等があらうかと思えますけれども、できれば人口減を止めるという一番手っ取り早い、これ手っ取り早い言うたら怒られますが、できるだけ子育てができる環境をよりよくして、お願いをいたしたいと思います。

続けて、障害者支援の現状と対策ということで、障害を持っている方、その団体に係る町独自の支援はありますかということで、その支援の拡充についてどうですかということで、町長は障害者等に対する姿勢はどうなのかなということも含めて、お願いをいたしたいと思います。

一遍切りましょうか。よろしいか。

それから、来年4月に開校する香川県立小豆島みんなの支援学校については、聞きますと、6月11日にイマージュセンターで説明会があったようでございますけれども、改めて概要を皆さんに、今までも周知をされておると思いますが、周知、説明をお願いをいたしたい。それから、これに引っかけですが、特別支援学級の教育の拠点となる取り組みが必要であらうかと思えますけれども、町長のお考えはどのような形なのかなということで、お伺いをいたします。

それから、障害者の法定雇用率2.3%、従業員43.5人以上と、現状はどうですかという



ことですけども、該当する事業所がどれだけあるかも私はよく存じておりませんが、現状はどのような把握をしておられるのか。企業への障害者の雇用推進について、今まで町はどのような形を取っていたのか。町長の考えはどうでしょうかと。

それからもう一つは、小豆島町、法定雇用率、障害者の現状はどうなっているでしょうかということをお伺いをいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から障害者支援の現状と対策についてご質問をいただきました。

私自身、6歳下に障害を持つ妹を抱えておりまして、障害を持つご家庭のご苦勞、しんどさは十分承知しているつもりでございます。

本町におきましては、障害の有無に関わらず、全ての人が住み慣れた小豆島で安心して生活を送ることができる共生社会の実現に向け、人と人がつながり、支え合い、誰もが安心して過ごせるぬくもりと希望の島づくりを基本理念として、障害福祉施策に取り組んでいるところでございます。

基本的な取り組みは、育む場、暮らす場、触れ合う場、働く場の4つの項目を定め、施設の充実を図ることとしております。これらの実現のため、施政方針でも申し述べましたように、町独自の取り組みとして、新たに福祉車両の購入費助成の創設、通院困難者へのタクシーチケット助成事業の拡大などのほか、不足する障害福祉サービスのより一層の充実を図りたいと考えているところでございます。また、手をつなぐ育成会の皆様のご尽力、また香川県のご理解の下、念願の香川県立小豆島みんなの支援学校が来年度、令和5年4月に、池田小学校に隣接して開校いたします。特別支援教育の一層の推進と障害福祉の充実が図られるものと期待するとともに、議員各位のますますのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、ご質問の特別支援学校の概要、障害者雇用率等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 私からは、香川県立小豆島みんなの支援学校の概要についてお答えします。

小豆島みんなの支援学校は、小豆郡における特別支援教育の充実を図るため、多様な学びの場の一つとして香川県が設置するもので、現在、池田小学校に隣接して鉄筋コンクリート2階建て、約1,800平方メートルの校舎を建築中です。小豆郡内の知的障害のある児

童・生徒が対象で、小学部と中学部を設置し、個々の教育的なニーズに応じた教育を行うようになります。

なお、障害の状態から島外に通学することが難しい高等部相当の生徒につきましては、学校内に学びの場を提供するなど、柔軟な対応をすると聞いております。

登下校につきましては、スクールバスを運行し、給食は小豆島町立給食センターから配食いたします。また、子供同士の学び合いを生かした教育を実施するため、池田小学校と小豆島みんなの支援学校の日常的な交流や共同学習を行うこととしておりますので、町としても協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君） 私からは、小豆郡内の障害者雇用の状況についてご説明をいたします。

初めに、令和3年の小豆島町役場の障害者の雇用率は、国が定める法定雇用率2.6%に対しまして3.5%となっております。また、ハローワーク土庄管内の民間企業を見ますと、香川労働局の令和3年障害者雇用状況調査では、対象企業21社のうち、法定雇用率2.3%を達成しているのは14社、達成率は66.7%となっております。香川県、全国平均と比較しましても10%以上高いものとなっておりますが、まだまだ高めていく必要があるものと考えております。

町といたしましても、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、企業の障害者雇用に対する一層の啓発、理解促進に努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 丁寧な説明でよく分かりました。

やっぱり、小豆島町自体が支援学校開設をですね、やっぱり障害を持っている人に一番優しい小豆島町と言われるような形を持っていていただきたいと思いますが、町長、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員ご指摘のとおり、障害者に優しいまちづくりを進めてまいりたいと思っております。以上です。

（5番羽田 満君「ありがとうございました、これで質問を終わります」と呼ぶ）

○議長（中松和彦君） 13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、3点について質問いたします。

まず1点目は、町長の政治姿勢についてです。この中で平和の問題、暮らしの問題があります。ちょっと長いですがけれども読み上げます。

岸田自公政権は、これまでの政権が大原則としてきた専守防衛を放棄して、敵基地攻撃能力を保有し、軍事費をGDP比2%以上にして、5兆円以上も増やす大軍拡を進めようとしています。9条改憲は、この危険な道を何の制約もなく突き進むためのものです。維新の会も専守防衛を投げ捨てよと叫び、9条改憲案を提示し、核共有を岸田政権にけしかけています。力対力で構えたら、際限のない軍拡競争の悪循環に陥り、戦争への危険を増大させてしまいます。

9条に自衛隊を明記したらどうなるのか。9条2項は、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないと規定しています。自民党改憲案は、2項の後に、前条の規定は自衛の措置を取ることを妨げずとした上で、自衛隊の保持を書き込むとしています。そうなれば、2項の制約は自衛隊に及ばなくなり、死文化してしまいます。自衛隊の存在を追認するにとどまらず、自衛隊が海外で無制限の武力行使をすることを可能にする、極めて危険な改憲案です。万一、戦争になったら、自衛隊員をはじめとする国民の命が脅かされます。医療や輸送などに携わる国民も動員されることになります。

施行75年の憲法の下で、自衛隊員は一人の戦死者も出さず、一人の外国人も殺していません。ロシアのウクライナ侵略という暴挙に乗じて、大軍拡、改憲を押し進め、日本を戦争する国にする逆流を許さず、憲法9条を生かした平和外交の道を切り開くことが必要だと思います。壺井栄らを生んだ平和の島の町長として、町民の命、暮らしを守る立場で、9条改憲、大軍拡の動きには反対をし、平和外交を進めるよう国に求めるべきだと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

また、先日ウイーンで核兵器禁止条約の第1回締約国会議が開かれ、「核兵器のない世界への私たちの約束」と題するウイーン宣言とウイーン行動計画を採択し、核兵器のない世界に向けて希望ある力強いメッセージを発するものとなりました。禁止条約の批准国は65と増加しており、会議では核抑止論がもはや成り立たず、核兵器の脅威を根絶するには全面廃絶以外にないことが次々表明されました。禁止条約は、核兵器の使用とともに、その威嚇も禁じています。ロシアの暴挙への態度では、温度差のある国々が明示的であろうと、暗示的であろうと、またいかなる状況下であろうと、あらゆる核の威嚇を明確に非難するとの点で一致結束できたことは重要です。

一部の非核兵器国が核抑止力を擁護し、核兵器の継続的な保有を奨励し続けていることに懸念を抱いているとした宣言の指摘は、アメリカの核の傘に依存し続ける日本政府などへの厳しい批判です。唯一の戦争被爆国である日本がオブザーバー参加すらしなかったことは、世界の流れに逆行する恥ずべき態度であり、大きな失望と批判を集めたのは当然です。核兵器廃絶のために、核兵器禁止条約に参加するよう、国に求めていただきたいと思います。しかし、いかがでしょうか。

コロナ危機による景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、ガソリン、食料品、電気料金をはじめ、急激な物価高が暮らしを直撃し、事業者や市民から悲鳴が上がっています。年内に1万を超える品目で値上げが予定されている今回の値上げラッシュは、ウクライナ危機や新型コロナの影響だけでなく、アベノミクスが進めた異次元の金融緩和による異常円安が根っこにあります。それなのに、日銀総裁がこの政策をさらに続けると繰り返し発言したことで、円安が一層進み、耐え難い物価高を起こしています。まさに、アベノミクスの失政によるものと言えます。この物価高騰の中、賃金は上がらず、年金は引き下げられる冷たい政治によって、多くの町民が苦しんでいます。そんな中で、特に国民健康保険税、介護保険料の負担が重過ぎるのではと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

また、10月に実施される予定の後期高齢者の医療費窓口負担の2倍化も大変深刻な問題であり、中止すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

次に、これまで求めてきた18歳までの医療費無料化、給食費の無償化の実現は、町民にも喜ばれるもので大いに歓迎するものです。一方、異常な物価高騰から町民の暮らしと営業を守る施策はさらに必要です。特に、少ない年金で生活されている高齢者の方への支援が必要ではないでしょうか。国は、4月にコロナ禍における原油価格物価高騰対応分として地方創生臨時交付金1兆円を創設し、今後この交付金を活用して町民の生活と営業を守るために使っていただき、さらに必要なら町が独自の予算を確保し、支援をすることを求めます。国の臨時交付金、物価高騰対応分の本町分の交付額は幾らでしょうか。町民の暮らしを守るための活用についてどのように考えていますか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から私の政治姿勢について、3点のご質問をいただきました。

まず、1点目の平和外交に関するご質問についてお答えをいたします。

本町には、黒島伝治、壺井栄、壺井繁治と、悲惨な戦争の時代、またその後の平和国家

への歩みの時代に、平和を望む声を発信してきた作家を同時期に輩出しております。まさに、平和の島であると考えております。

議員同様、私も恒久平和を願う一人でございますが、特に命と暮らしを守る立場である私は、戦争には反対の立場でございます。しかしながら、憲法改正や核兵器廃絶への取り組みに関しましては、国政の場で議論すべきものであると認識いたしておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

2点目の国民健康保険税、介護保険料についてお答えをいたします。

私たち町民が小豆島で暮らし、医療、介護を受けるとき、高度の医療を除き、この小豆島内で完結することは今現在できていると思っております。この環境の中、国民健康保険税、介護保険料の水準は、県内において低い水準に位置しております。関係機関、町民が一体となり、この保険料が安い環境を継続していくことが一番重要であると考えております。

また、後期高齢者の窓口負担2割化の実施についてでございます。これは、少子・高齢化が進展する中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することを目的に、見直しが行われるものでございます。このような中、自己負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されると、こういった事態が生じないよう、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくこととされたものとなっていることから、これについてはやむを得ないものと考えております。

3点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る本町への交付額とその活用方法についてお答えをいたします。

国の臨時交付金につきましては、一昨年から感染予防対策や生活者支援、地域産業の持続化、さらにはポストコロナの経済の再生となり得る事業について、幅広く実施をしてきたところでございます。また、本年4月28日に、長期化するコロナ禍における原油価格や物価の高騰に対応するため、臨時交付金の新たな枠組みとして、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分が創設され、本定例会におきましても、給食費の無償化や事業者支援など、関連する補正予算をご提案させていただいておるところでございます。

本町における物価高騰対応分の交付額は、国の令和4年度予備費分7,644万4千円を限度額として通知をいただいております。町民の暮らしを守るため、臨時交付金を有効活用し、真に必要なところに支援ができるように、住民のニーズをお聞きしながら今後も最善の施策を実行してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 平和の問題については、ぜひ国に対しても、町民の命と暮らしを守る町長の立場で、はっきりと物を言うということを求めたいと思います。

それから、後期高齢者の医療費窓口負担の2割化の問題ですけれども、このことによって、先ほどお話の中に出てきましたけれども、高齢者の方の診療控え、そういうことが起きることも懸念されると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君） 先ほども町長から答弁があったかと思いますが、後期高齢者医療の加入者のうち、一定所得以上の方の窓口負担を現在の1割から2割に引き上げることとしたことについてでございますが、これまでも現役並み所得の方につきましては窓口負担が3割になるなど、負担能力のある方に負担していただくという考えの中で制度を実施しております。今回は、さらに一定以上の所得のある方に窓口での医療費2割を負担していただくものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 能力のある方と言われましたけれども、その線引きがぎりぎりの方もおられまして、2倍になるということは負担が増えるということで、深刻な問題だと思います。

それで、そういう中で国保税、介護保険料、県内では低い水準だと言われましたけれども、町内の所得水準が低い中で、町民から行くと、県内で幾ら低くても負担は大きいと思います。国民健康保険料と保険税と介護保険料の引下げっていうのを、先ほどの物価高騰対策に加えるということは考えられないでしょうか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

臨交金を国保あるいは介護の保険料の引下げに充当できないかということでございますけれども、制度的には可能かと思っておりますけれども、町長の答弁にもありましたように、全体を見る中でどこに支援をすればいいのかというのをしっかりと考えさせていただいて、臨交金を有効に活用してまいりたいと考えてございます。

議員ご質問にありました高齢者への支援でございますが、実は5千円給付というのが政府の中で一時出ておりましたが、それが先送りになっております。これは何かといいますと、今日の新聞にも出ておりましたが、家計資産が2,000兆円を超えたということでござ

いまして、その大部分が高齢者の方が持っているというのが財務省のほうで議論されておりまして、そういった中で、では一体どこに支援していくのかというのを我々今からしっかり住民の皆様、あるいは事業者の皆様の声を聞きながら、検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 高齢者でも、それはお金を持っている方もおいでるかもしれませんが、本当に困っている方はたくさんいると思いますので、そこに光が当たる対策をぜひ検討してください。お願いします。

次の質問に移ります。

小学校の統廃合についてです。

町長は施政方針で、本年度中には総合教育会議において統合に向けた基本方針案を決定し、保護者や子供、教員、地域住民、議会等、関係者との丁寧な話し合いを通じて、統合に向けた理解を深めていきたいと言われました。丁寧な話し合いというのは、具体的にどのように取り組むのでしょうか。

学校統廃合は、子供の教育と地域社会の存続の双方に関わると思います。それだけに、子供を含む住民で統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠です。学校は、運動会やお祭り、文化祭などを含めて、地域の拠点としての役割も担っています。子供が少なくなったからといって安易に統廃合を進めれば、集落や地域のコミュニティの崩壊、地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。統合ありきで施設整備のみに重点が置かれているように感じますが、今、変化の激しい社会、多様性に対応する教育が必要であり、新学習指導要領においても新たな方向性が示されている中で、子供たちの声も聞きながら、どんな教育、どんな学びの場をつくるのかの議論がまず必要ではないでしょうか、町長の見解をお尋ねします。

全国では、例えば通知表も時間割もない公立の伊那小学校をはじめ、ユニークな教育を行っている学校もあり、新しいフリースクールなども広がってきています。そんな中で、小豆島に魅力を感じて移住をしてこられた方が、小豆島の学校や教育に魅力がないということで、島から出て行ってしまった人もおられます。魅力ある教育っていうのは、移住者を増やす効果もあると思います。多くの人の意見を聞いて子供たちの豊かな学びを保障する、小豆島ならではの特色ある教育を進めていただきたいと思います、町長と教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から小学校の統廃合についてのご質問をいただきました。

内海地区の小学校統合に向けては、鍋谷議員ご指摘のとおり、どのような教育、学びの場をつくるのが大変重要であると認識しております。この意味でも、統合は待ったなしの状況と考えておるところでございます。また、教育委員会や総合教育会議においても、子供たちの豊かな学びを保障する小豆島ならではの特色ある教育について、議論してまいりたいと考えております。

統合を進めるに当たっては、施設整備と並行して目指す学校像や教育方針、教育目標などについて、学校単位で保護者や地域住民の方の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。また、地区ごとでご要望があるようでしたら、公民館や自治会単位での説明会も開催し、その中で小豆島ならではの特色ある教育を行う魅力ある学校となるよう進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 私からは、小豆島ならではの特色ある教育についてのご質問に答弁いたします。

現在の取り組みとしては、ふるさと教育があります。小豆島町教育委員会の教育目標は、ふるさとを愛し、人間性豊かで、未来に生きる人づくりであり、総合的な学習時間などを活用して、全ての学校でふるさとを愛する心を育む教育を実践しております。コロナ禍で校外学習の制限がある中ですが、各学校が工夫をして取り組んでいます。

次に、非認知スキル向上の取り組みとして、演劇ワークショップを継続して小・中学校で実施しています。小学校は、コロナ禍により2年間中止となりましたが、今年度は6月から全ての小学校で実施しています。中学校も、平田オリザ先生による演劇ワークショップを7月に実施する予定です。

I C T教育についても、昨年度のタブレット導入を受けて、全ての学校で積極的に取り組んでおり、香川県教育センターによる教員研修の際には、香川県下でも先進的に授業に取り入れているとの評価をいただいております。今年度は、中学校でタブレットの家庭への持ち帰りについても取り組もうとしているところであり、有効な活用を図ってまいります。

また、各学校において、陸上、水泳練習のほか、縦割り班活動など、学校独自で小規模校のよさを生かした教育にも取り組んでおりますし、特に苗羽小学校の音楽部は70年を超える伝統のある、特色のある教育だと思っています。



ご質問にあります通知表や時間割のない学校については、賛否両論があると承知しておりますし、広がっていないということは課題も多いと認識しています。一方で、来年4月には小豆島みんなの支援学校が開校しますので、池田小学校がメインとなりますが、日常的で継続的な交流を行うことによって、特別支援教育に対する理解と充実を図ってまいります。このような交流を実施する学校は香川県内では初めてであり、全国的にも数少ない取り組みになります。また、全ての小・中学校に導入している学校運営協議会は、学校運営や教育活動について、校長や教育委員会に意見を提言できますので、有効な活用を図りたいと思っています。

いずれにいたしましても、よりよい教育を行うための議論は必要なことですので、先ほど町長答弁にありましたように、今後も総合教育会議や教育委員会において、継続して検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先ほどの羽田議員の質問の中で、複式学級の話がありました。複式学級の規模の問題ですけれども、これまでも小豆島町では複式になる人数のところを町が単独で教員を手当てして、複式を回避してきたことがあると思います。国の基準どおりにやらなくても、その人数になったら必ず複式になるということではないと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） ご指摘のとおりです。これまでも、旧池田町においても、旧内海町においても、複式学級が発生する段階で、町で講師を配置して解消することは可能です。総合教育会議で7月以降議論してまいりますが、以前あった、小学校が100人を切ったらとか、複式学級がというのは一つの目安としての表現であって、私が個人的に考えるのは、1学級が15人以下となるようで、音楽とか体育とか、そういう授業で一部支障が出るであるとか、ほかの授業でもグループ学習、集団学習において支障が出るような状況であれば、それを解消して子供たちによりよい教育を進めていくことが重要だと思っています。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 人数が少ないから適正な教育ができないということではないと思います。教育的観点からの基準ではなくて、行政効率性の点から導き出された基準なのではないかなと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 教育的観点、子供たちの立場、いろんな言葉の表現があるかと思うんですけども、やはり現実的に、例えば10人の学級で男女比は結構ばらつきが多い場合があるんですけど、例えば男子が8人、女子が2人とか、逆の場合もありますけど、そういう中で6年間小学校で過ごして行って、その中でどういうふうな集団生活、学校生活を送っていく中で、コミュニケーション能力であるとか非認知スキルを向上させるといっても、限界があると思います。

確かに、小規模校のメリットも非常に大きいと思います。これまでも、過去の総合教育会議で議論してまいりましたが、小規模校のよさ、ただ小規模校といっても、100人ぐらいの小規模校と五、六十人の小規模校、30人、20人の小規模校、いろいろあるんですけど、それぞれに合った教育をすることが教育委員会の務めだと思っています。

ただ、そのほかの要因として、施設が老朽化しているとか、そのあたりも含めて総合的に考えて、今の子供たちにどんな教育をするのがいいのか、どういう環境で学んでもらうのがいいのか、それを総合教育会議で議論して、町長が答弁したように、もう統合待ったなしという状況は間違いないというふうに思っています。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今言われたようなことを、子供も保護者も地域の人と一緒にあって議論をして、どういう学校をつくるのかっていうのがまずないと、建物だけの話が先行するのでは駄目だなというふうに私は思っておりますので、ぜひよろしく願います。

次の質問に行きます。

空き家対策についてです。

町内に空き家はたくさんあるのに、住宅を探している町民や移住者からはなかなか家を貸してもらえないという声が多くあります。一方、空き家の持ち主は、知らない人に貸すのは抵抗があるとか、貸したいけれども改修にお金がかかるという方も多く、これがネックになっていると思います。町長は施政方針の中で、空き家の利活用の推進、若者や子育て世帯の住宅取得等に対する支援策を検討し、若者の定住促進や地域経済の活性化などと発言されました。具体的には、どのように取り組んでいくお考えでしょうか。

例えば高知県梶原町は、空き家活用促進事業として、町が10から12年、家主から家を預かり、最低限の改修をして移住者に貸し出し、かけた費用を回収できた後に家主に空き家を戻すという制度で多くの空き家を活用して、移住者も増えているそうです。町に預けている間は、家主に賃料は入りませんが、10年後にリフォームされた家が返ってきて新たに

貸し出すことが可能となれば、ただ10年間放置しておくよりいいということです。借りる側の家賃は、梶原の場合は月僅か1万5千円。どんなに立派な家であっても一律、同じ金額だそうです。改修するのは、主にトイレや浴室台所などの水回りを基本として、家のゆがみを調整したり、傷んだ畳をフローリングに替えるなど。改修費の上限額は450万から700万円程度で、2分の1は国庫の補助金、残り4分の1ずつを県と町で負担。1万5千円の家賃で10年間住んでもらうと家賃収入が180万円見込めるため、町の負担分は全額回収できるという算定で、町の持ち出しは実質0円だそうです。現在、貸し出されている45軒の物件は、1軒以外ほとんどが入居中だそうです。

こういう先進地の取り組みも参考に研究していただいて、本町でも空き家を活用して、移住者や若い人の定住を増やすという取り組みをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から空き家対策についてご質問をいただきました。

本定例会冒頭の施政方針で申し上げたとおり、集落活性化と空き家活用につきましては重点施策の一つでございます。我が町において、空き家は今後もますます増加すると予想されます。

施政方針で申し上げた空き家の利活用の推進につきましては、町内には活用可能な空き家が数多くあると思われますので、NPO法人T o t i eと連携して、高齢化率、空き家率の高い地区を訪問するなど空き家の掘り起こしを行い、不足する空き家バンクの物件確保を図りたいと考えております。また、空き家対策は、行政だけでなく地域ぐるみで取り組む必要がございます。地域を訪問することにより、地域の方々の空き家活用への理解が深まればと思っております。

次に、若者の定住促進や地域経済の活性化についてでございますが、町の未来を担う若者の定住は、将来における地域社会の存立に欠かせないものだと考えております。このため、若者の定住対策として、町内に住宅を取得して定住する若者世帯及び子育て世帯に対する支援を検討してまいりたいと考えております。これにより若者の定住促進及び地域の活性化、さらには地域経済の活性化にもつながるものと考えておりますが、先進地の事例を十分研究させていただきたいと思っております。

議員ご指摘の高知県梶原町につきましては、移住・定住政策の先進地の一つでございます。学ぶべきところはたくさんあると考えております。今月初めに、梶原町のほうには連絡をしております。8月9日に視察に参る予定にしておるところでございます。今

後、梶原町をはじめとする先進地の情報収集に努めつつ、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、本町で実行可能な施策は積極的に取り入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 梶原に視察に行かれるということで、ぜひ取り入れて実施をしていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（中松和彦君） これで一般質問を終わります。

お諮りします。

日程第2の総務建設常任委員会審査報告は、付託議案等を一括して行い、その後質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された議案等について、1案件ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第2 議案第57号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告について

○議長（中松和彦君） それでは、日程第2、議案第57号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○総務建設常任委員長（安井信之君） まず最初に、議案第57号についての報告をいたします。

令和4年6月28日。小豆島町議会議長中松和彦殿。総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月15日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和4年6月21日。
2. 審査の経過。理事者の出席を求め、詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第57号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)。

原案どおり可決すべきものと決定した。

次に、請願についての報告をいたします。

令和4年6月28日。小豆島町議会議長中松和彦殿。総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会報告報告書。

本委員会は、6月15日に付託された請願について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和4年6月15日。

2. 審査の経過。紹介議員の出席を求め、詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)請願第2号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願。

閉会中の継続審査と決定することに決定した。以上です。

○議長(中松和彦君) 委員長報告が終わりました。

議案第57号及び請願第2号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中松和彦君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

それでは、討論及び採決を行います。

まず、議案第57号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中松和彦君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中松和彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)は委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第2号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本請願に対する委員長の報告は継続審査です。請願第2号は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願は委員長報告のとおり継続審査とされました。

~~~~~

#### 日程第3 議員派遣について

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（中松和彦君） 次、日程第4から日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第4から日程第6を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

先ほど採決しました請願第2号については、総務建設常任委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありますので、本日の議事日程に追加し、これを議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局が追加議事日程等を配付します。

~~~~~

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（中松和彦君） お諮りします。

追加日程第1については、総務建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、総務建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員